

令和7年（2025年）11月12日（水曜日）

第 5 号

令和7年
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

第5号

令和7年（2025年）11月12日（水曜日）

出席委員

委員長

浅野 貴博 君

副委員長

武田 浩光 君

岡田 遼 君

板谷 よしひさ 君

戸田 安彦 君

水間 健太 君

植村 真美 君

畠山 みのり 君

阿知良 寛美 君

池本 柳次 君

広田 まゆみ 君

富原 亮 君

欠席委員

清水 拓也 君

出席委員外議員

山崎 真由美 君

出席説明員

経済部長 水口 伸生 君

経済部観光振興監 阿部 正幸 君

経済部食産業振興監 後藤 知佳子 君

経済部
ゼロカーボン推進監 田中 仁 君

経済部次長 伊藤 雅実 君

経済企画局長 興水 昌明 君

食関連産業局長 工藤 弘行 君

ゼロカーボン推進局長 本田 晃 君

地域経済局長 安彦 秀徳 君

産業振興局長 北風 浩 君

労働政策局長 安彦 史朗 君

誘客担当局長 金盛 修 君

新エネルギー担当局長 木村 重成 君

総務課長 長島 正己 君

経済企画課長 篠原 裕史 君

食産業振興課長 大高 和紀 君

食ブランド担当課長 藤井 琢英 君

観光地づくり担当課長 塚本 昌章 君

誘客推進担当課長 山崎 賢一 君

ゼロカーボン戦略課長 尾崎 匡 君

地球温暖化対策担当課長 中島 知子 君

新エネルギー担当課長 日野 香里 君

中小企業課長 三浦 正彦 君

金融担当課長 松浦 隆彰 君

苫東・石狩担当課長 野村 直広 君

雇用労政課長兼働き方改革推進室長 藤田 栄一郎 君

就業担当課長 井澤 亜紀 君

教育長 中島 俊明 君

教育部長兼教育職員監 猪口 浩司 君

学校教育監 川端 香代子 君

総務政策局長	伊賀治康君	高校改革推進室長	小倉賢治君
生涯学習推進局長	齊藤順二君	特別支援教育課長	中嶋英樹君
学校教育局長	伊藤伸一君	健康・体育課長	国安隆君
ICT教育推進局長 兼指導担当局長	山城宏一君	生徒指導・学校安全 課長	森田靖史君
教職員局長	山下幹雄君	部活動改革推進課長	山内尚史君
高校改革推進 担当局長	奥寺正史君	ICT教育推進課長	多田博昭君
特別支援教育 担当局長	新居雅人君	働き方改革担当課長	内山史彦君
生徒指導・学校安全 担当局長	泉野将司君	議会議務局職員出席者	
総務課長	手塚和貴君	議事課主幹	増川真一君
施設課長	角谷浩司君	議事課主査	丈六辰泰君
教育政策課長	出分日向子君	同	石堂知基君
文化財・博物館課長	河村健一君	同	中村公彦君
高校教育課長	高田安利君	同	成田礼造君
		同	川崎優史君

午前10時1分開議

○武田浩光副委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

[丈六主査朗読]

1. 本日の会議録署名委員は、

植村真美委員

池本柳次委員

であります。

○武田浩光副委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 経済部所管審査（続）

○武田浩光副委員長 11月11日に引き続き、経済部所管に関わる質疑の続行であります。

池本柳次君。

○池本柳次委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

道におきましては、2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、再生可能エネルギーなどの導入、省エネルギーの推進、地球温暖化の防止などの取組を一層加速するための財源といたしまして、令和5年に、民間の応援も受けながら、100億円規模のゼロカーボン北海道推進基金

を設置したものと承知しておりますが、これまでの基金の取組と今後の対応につきまして、以下、伺ってまいります。

最初に、基金の活用状況について伺います。

令和5年度に基金が設置されてから本年度で3年度目となりますが、これまでの基金の活用状況について、まず伺います。

○武田浩光副委員長 ゼロカーボン戦略課長尾崎匡君。

○尾崎ゼロカーボン戦略課長 基金の活用状況についてでございますが、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、一定期間、安定的かつ継続的に事業を実施するための財源として、令和5年度に100億円規模の北海道地球温暖化防止対策基金、通称・ゼロカーボン北海道推進基金を設置したところでございます。

この基金を活用し、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換や、地域特性を生かしたエネルギーの地産地消などの取組を進めるため、令和5年度は25事業に12億7967万円、令和6年度は27事業に15億7565万円を充当したところであり、また、本年度におきましては24事業に20億3130万円を充当する見込みとなっているところでございます。

○池本柳次委員 次に、基金への寄附についてであります。

令和5年12月に策定されましたこの基金の活用方針によれば、単年度の充当額は20億円程度としておりますことから、おおむね見込みどおり活用してきているものと理解をいたしましたが、この基金事業を安定かつ継続的に展開していくためには、企業など外部の方々の理解や協力の下、寄附をいただき、基金に積み上げていくことも重要と考えます。

これまでの寄附の実績と、企業にどのように働きかけをしているのかについて伺います。

○尾崎ゼロカーボン戦略課長 基金への寄附についてでございますが、道では、基金への寄附の協力、継続に向けまして、基金の紹介冊子や事業報告書を作成し、その趣旨や道の取組を発信するほか、本道の優れた自然環境や地域と共生したGXの取組なども紹介しながら、個別の企業訪問やほっかいどう応援団会議を通じたPRを行うなど、企業版ふるさと納税をはじめとする基金への寄附について広く協力を呼びかけているところでございます。

こうした中、これまでの実績として、道内外の企業27社から計6億2821万円の御寄附をいただいているところであり、引き続き、より多くの企業等から、ゼロカーボン北海道の取組に御賛同を得られるよう努めてまいります。

○池本柳次委員 それでは、次に、基金事業の選定について伺います。

企業からより多くの賛同をいただき、より多くの事業者がこの基金を活用していただくためにも、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、基金の趣旨がしっかりと反映された事業選定プロセスが重要と考えます。

令和6年度の基金充当事業の予算状況を見ますと、道有施設に関する設備の整備や改修工事費などが約2億6000万円、約15%計上されておりますが、これらは基金の趣旨に沿った事業選定となっているのか疑問であります。また、こうした事業を加えても、基金の活用方針で言う年間

【第2分科会 11月12日 第5号】

20億円程度に満たないという点につきまして、事業の掘り起こしがうまくいっていないのではないかと危惧するところであります。

基金の運用に当たって、どのように事業を選定し、また、その効果をどう評価しているのかを伺います。

○尾崎ゼロカーボン戦略課長 基金事業の選定などについてでございますが、道では、地球温暖化防止対策基金の活用方針に基づき、温室効果ガスの削減量や費用対効果のほか、先駆性やモデル性、地域への波及性など、事業実施により期待される効果も考慮しながら基金の充当事業を検討、選定しているところでございます。

このうち、道有施設の整備、改修等に係る事業への充当につきましては、ゼロカーボン北海道推進計画におきまして、道自らが率先して温室効果ガス排出抑制のための取組を進めることとしているほか、道有施設の脱炭素化を進めることにより、道民の方々に脱炭素化に関する意識を広めていくという観点からも、充当の対象事業としているところでございます。

また、基金の推進管理につきましては、活用方針に基づき、毎年度、活用事業による温室効果ガスの排出削減効果について事業ごとに評価、確認を行い、関係部局と共有しながら次年度以降の施策展開に反映することとしており、引き続き、目途とする単年度充当額を見据えながら、効果的な事業の検討、選定に取り組んでまいります。

○池本柳次委員 ぜひ、この活用方針に基づきまして、しっかりと効果を評価しながら取り組んでいただくようお願いをしておきたいと思っております。

次に、地域における再生可能エネルギーの活用について伺います。

活用方針で重点的に進める取組の一つとして、本道の豊富な再エネの最大限の活用が掲げられております。十勝地域におきましても、森林や畜産のバイオマス利用など様々取り組んでいるところでありますが、道内各地の特色のある再エネの導入拡大に向けまして、この基金を積極的に活用していくべきだと考えますが、どのように活用していくお考えなのか、伺います。

○武田浩光副委員長 ゼロカーボン推進局長本田晃君。

○本田ゼロカーボン推進局長 基金の活用についてであります。道では、環境と経済が好循環する地域社会の構築に向けて、全国随一の再生可能エネルギーポテンシャルを生かし、その導入拡大を図るとともに、道内において最大限活用できるよう地産地消の取組を進めていくことが重要と考えております。

基金におきましても、こうした考え方を取組の柱立ての一つとし、「地域特性を活かしたエネルギーの地産地消の展開」を対象事業として設定しており、その事業の選定に当たりましては、外部の有識者から評価もいただきながら、例えば、昨年度は、上士幌町の役場庁舎の木質バイオマスボイラー導入に向けた実施設計への支援を行うなど、構想、計画から設備導入までの各段階に応じた支援に取り組んでおります。

道といたしましては、引き続き、市町村等との連携も密にしながら、バイオマスや地中熱といった地域の実情に合わせた再エネの導入が一層進むよう、この基金を活用してまいります。

○池本柳次委員 それでは、次に、今後の取組について伺います。

今後、2050年までの温室効果ガス実質ゼロの目標達成に向けて、脱炭素の取組の効果を実感できますように、地域にどう波及させていくかが重要になってまいります。今後、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、ゼロカーボン北海道推進基金も活用しながら、どのように取り組んでいかれるのかを伺います。

○武田浩光副委員長 経済部ゼロカーボン推進監田中仁君。

○田中経済部ゼロカーボン推進監 基金を活用した今後の取組についてでございますが、2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けましては、地球温暖化防止対策条例に基づき、本道の豊富な再生可能エネルギーや森林その他の地域資源を有効に活用しながら、地域の事情に応じた多様な温暖化防止対策の取組を進めていくことが重要と認識をしております。

道といたしましては、今後とも、地域の脱炭素化に向けまして、地域との共生や地域への波及性などの効果を考慮しながら、道民の皆様をはじめ、市町村や事業者の方々などの多様な主体が協働して行う脱炭素化の取組に対しまして本基金を活用して支援するなど、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の効果を地域に波及できるよう積極的に取り組んでまいります。

○池本柳次委員 それでは、次に、観光振興について伺います。

令和6年度観光入り込み統計調査におきまして、観光入り込み客数の実人数は約5000万人となりまして、前年度と比較しても約3.9%増加するなど、回復を続けているところであります。一方で、我が会派が第3回定例会で議論したとおり、広大な北海道においては、道央圏に観光客が集中し、地方部への誘客が進まない地域偏在や、4月や11月に観光客が落ち込む季節偏在が長年の構造的な課題となっております。

さきの定例会では、行動計画への位置づけや宿泊税財源の活用などにつきまして論議を行ってまいりましたが、論議をさらに深めていくため、本委員会におきましては、昨年度、これらの課題解決のため実施された各事業の内容や成果について、以下、伺ってまいります。

そこでまず、広域観光周遊促進事業について伺います。

地域偏在対策についてであります。道は、外国人観光客をターゲットに、地方空港を拠点として周遊可能なツアーをつくり、情報発信する地域の取組を支援し、観光客の地域偏在を解消していくことなどを目的とする広域観光周遊促進事業を実施していると承知しておりますが、昨年度、本事業でどのような具体的な取組を行ってきたのかを伺います。

○武田浩光副委員長 観光地づくり担当課長塚本昌章君。

○塚本観光地づくり担当課長 地域偏在の対策についてでございますが、本道の観光産業のさらなる発展に向けましては、現在、道央圏に集中しています外国人観光客の年間を通じた全道各地への周遊の促進が重要と認識しております。

このため、道では、観光機構や国、市町村などとの連携の下、広域観光周遊ルートの造成や観光コンテンツの充実など、地域ならではの観光資源の発掘、磨き上げや、2次交通の利便性向上に努めてきたところでございます。

令和6年度は、国の支援も受けながら、路線バスへのGPS車載器設置といった2次交通データ整備事業や、十勝川と松浦武四郎とを絡めた観光コンテンツ開発造成事業、全身がん検査を中核としたメディカルツーリズム販売事業など、道東や道央エリアなどにおきまして新たに10事業が行われ、道といたしましては、それらの事業に対しまして支援を実施したところでございます。

○池本柳次委員 次に、アドベンチャートラベルの推進について伺います。

アドベンチャートラベルは、アクティビティーを通じまして、地域固有の自然や文化を観光資源として生かしていく取組であります。各地の特色を生かすことができれば、現在、観光客が少ない地域におきましても、アドベンチャートラベルの受入れ体制を整え、それぞれの魅力を発信することによりまして誘客を図っていくことができると考えます。

道では、これまで、本道のアドベンチャートラベルの推進のため、どのような取組を行ってきたのかを伺います。

○塚本観光地づくり担当課長 アドベンチャートラベルについてでございますが、地域が、特色ある自然や文化を生かし、海外客をはじめとする幅広い旅行者を誘致するためには、各地のアドベンチャートラベルへの取組を支援することが重要と認識しております。

このため、道では、令和6年度に、23件の専門家派遣や道内6圏域でのアドベンチャートラベル基礎講座を実施し、地域の受入れ体制の整備を支援したほか、国際線向け機内誌への広告掲載や、パナマでのATWS及びドイツの旅行博覧会等への出展などにより、多くの国や地域の旅行者等に向けて、本道でのアドベンチャートラベルの魅力を海外へ発信してきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、市町村や関係機関との連携の下、各地の受入れ体制強化支援と、アドベンチャートラベルの適地である本道の魅力発信を通じて、地域ごとのコンテンツを生かした観光振興に取り組み、道内各地域への誘客促進を図ってまいります。

○池本柳次委員 次に、プロモーションにおける取組について伺います。

地域偏在や季節偏在対策のためには、観光客が減少する春と秋における効果的なプロモーションが重要と考えますが、旅行需要の平準化に向けまして、道ではどのようなプロモーションを行ってきたのかを伺います。

○武田浩光副委員長 誘客推進担当課長山崎賢一君。

○山崎誘客推進担当課長 旅行需要の平準化に向けたプロモーションについてでございますが、本道観光の持続可能な発展に向けましては、旅行需要に関する季節や地域の偏在を解消し、平準化を図ることは重要と認識しております。

このため、道では、旅行需要の平準化に向けたプロモーションとしまして、交通事業者等と連携し、閑散期の道内周遊を促進するキャンペーンの実施をはじめ、大規模イベントへの出展のほか、本道の有する豊かな自然など季節や地域ごとの様々な魅力につきまして、SNS等を活用しました情報発信に取り組んできたところでございます。

道としましては、今後とも、地域や観光事業者の皆様との連携の下、旅行需要の平準化に向けまして、国内外に向けた戦略的なプロモーションに取り組んでまいります。

○池本柳次委員 次に、外国人観光客の誘致について伺います。

季節偏在の解消のためには、日本と休暇時期が異なる外国人観光客の誘致も有効と考えます。近年、訪日外国人の観光需要の回復が一層進み、多くの外国人観光客が来道しておりますが、今後、増加が期待される外国人観光客の誘致に向けまして、道はどのように取り組んできたのかを伺います。

○山崎誘客推進担当課長 外国人観光客の誘致についてでございますが、本道観光の持続可能な発展に向けましては、本道経済に大きな効果をもたらす外国人観光客への、地域や市場ごとの特性を踏まえましてプロモーションが重要と認識しております。

このため、道では、本道へのリピーターが多い韓国や台湾に向けまして、SNS等を活用して道内に広く存在する地域の特色ある観光資源の魅力を発信するとともに、タイやシンガポールなどに対しましては、旅行需要が見込まれる長期休暇の時期が道内の閑散期と重なるため、本道の春や秋を楽しむコンテンツを現地旅行会社に紹介するなどしてきてきたところでございます。

道としましては、引き続き、観光機構や道内観光関係者と連携しながら、アジア圏をはじめ、欧米市場などの国や地域ごとの特性を踏まえましてプロモーションを実施しまして、外国人観光客の誘致を図ってまいります。

○池本柳次委員 この項目の最後に、今後の対応について伺います。

これまで、北海道観光の構造的課題であります地域偏在や季節偏在の解決に向けての取組について伺ってまいりました。様々な取組が進められてきたことは理解をいたしますが、その一方で、第3回定例議会でも我が会派が指摘しましたように、これらの問題は長らく解決されていない現状にあります。今後、昨年度の取組結果なども踏まえ、来年度から導入される宿泊税も有効活用しながら、どのようにこの問題の解決に取り組んでいくのかについて伺います。

また、季節偏在対策の一つといたしまして、我が会派がかねてから提案してまいりましたどうみん割事業は、道民の観光誘致につながり、宿泊税の道民への還元にもなると考えます。宿泊経費が高騰している現状や道内客が減少している点からも有効な施策と考えますが、併せて所見を伺います。

○武田浩光副委員長 経済部観光振興監阿部正幸君。

○阿部経済部観光振興監 今後の対応についてでございますが、道では、次期北海道観光のくにつくり行動計画の骨子においても、地域偏在と季節偏在は本道観光の構造的な課題として位置づけておりまして、その課題の解決に向けましては、計画で定める施策体系の下、関係事業者や関連団体など全ての関係者が一層、連携協働し、取組を進めていく必要があるものと認識しております。

一方、道民向け割引につきましては、道では、閑散期における道民の皆様への道内旅行の需要喚起のために、道内の観光事業者が取り組まれている道民向けの宿泊旅行キャンペーンにつきまし

【第2分科会 11月12日 第5号】

て、道のホームページやイベント等を活用して周知を図るなどの支援をしてきたところがございます。

道としては、今後とも、本道観光のさらなる振興に向けまして、宿泊税も活用しながら様々な施策を有機的に連携させ、地域経済を支える観光産業の持続的な発展が図られるよう取り組んでまいります。

○池本柳次委員 このように道の行動計画が改定をされまして、宿泊税を充当した取組を行えるこのタイミングで、地域偏在ですとか季節偏在の課題解決に向けた取組を加速させていくことが重要であると考えます。宿泊税導入に伴いまして、観光に係る一般財源事業を減らしてしまい、この構造的課題への取組が減速することがないようお願いをいたしたいと思っております。また、この点につきましては、知事にも直接伺いたいと思っておりますので、委員長の方の取扱いをよろしくお願いいたします。

それでは、次に、物価高騰対策について伺います。

令和6年度の物価高対策につきましては、令和5年度予算を令和6年度に繰り越して執行されたものと承知をしております。その決算状況を見ますと、多額の不用額が生じている事業が散見されますので、その要因などにつきまして、以下、伺ってまいります。

まず、物価高騰等対策特別支援事業費についてであります。

この事業は、令和6年度繰越額約17億円に対して決算額は約11億円となっており、5億7000万円強の不用額が生じております。その要因について、まず伺います。

○武田浩光副委員長 経済企画課長篠原裕史君。

○篠原経済企画課長 物価高騰等対策特別支援事業費についてでございますが、本事業は、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の皆様への負担軽減などを図るため、お米券、牛乳券を支給する事業の第2弾として、令和5年第4回定例会で約29億5000万円の予算を措置されたものでありまして、その決算額につきましては、令和5年度及び6年度の執行分を合わせまして約23億7000万円、不用額につきましては約5億7000万円となっております。

不用額が生じた要因といたしましては、対象となる子育て世帯数につきまして予算が不足しないよう、直近の調査結果であります令和2年の国勢調査を基に約39万件と推計しましたものの、申請率が約88.6%となったことや、それに伴い委託事業者の事務費が減少したことによるものでございます。

○池本柳次委員 次に、中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費について伺います。

この事業は、令和6年度繰越額約23億円に対して決算額は約18億円で、5億4000万円強の不用額が生じておりますが、その要因について伺います。

○武田浩光副委員長 中小企業課長三浦正彦君。

○三浦中小企業課長 中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費の不用額の要因についてでございますが、本事業では、中小・小規模事業者のエネルギー設備導入を支援する

省エネ設備事業と、経営改善に資する省力化、業務効率化などを支援するデジタル技術導入事業の二つの事業を実施しております。

決算額は、事務費を含めた全体の予算額約23億円に対し、約18億1000万円を執行し、不用額が約5億4000万円となっております。このうち、省エネ設備事業では、予算額約19億円に対し、約13億7000万円を執行し、不用額が約5億3000万円となっております。不用額の大部分を占めております。

省エネ設備事業における不用額の主な要因としましては、過去事例や国等の統計データを基に予算を積算しましたが、製造業と比べて投資規模が小さい飲食業やサービス業が約半数を占めたことなどから、上限額100万円に対し、1事業者当たりの平均支給単価が約66万円にとどまり、想定と差が生じたものと考えております。

○池本柳次委員 次に、特別高圧電力利用事業者緊急支援事業費について伺います。

この事業は、令和6年度繰越額約3億6000万円に対して決算額は僅か9000万円、不用額が2億6900万円となっております。

執行率は僅か25%であります。どのような積算をして、どのような要因でこのような結果となったのかを伺います。

○三浦中小企業課長 特別高圧電力利用事業者緊急支援事業費の予算の積算と不用額の要因についてであります。本事業は、国の支援対象外となります。特別高圧電力を利用する工場や大型商業施設のテナントなどの中小・小規模事業者に対しまして、電気料金の一部を支援するもので、これまで数回にわたって実施しております。

初回となる令和5年1月から6月を対象として実施した事業では、当初の想定を上回る申請があり、予算不足となったことを踏まえ、以降、不足することがないように、予算案を提案する際には、電力使用量が最も多い月の値を基に、対象事業者の全てが申請するものとし、さらなる電力需要増にも対応できるよう積算したところでございます。

こうした中、実際の電力使用量は想定よりも少なく、また、商業施設のテナントでは受給できる金額が低いこともあり、申請を手控える傾向が見られたことなどから、最大値で積算した予算との開きが生じたものでございます。

○池本柳次委員 次に、令和6年度の執行状況について伺います。

今年1月の臨時議会で議決いたしました物価高騰対策予算につきましては、今年度に繰り越して事業執行していると承知しております。また、特別高圧やLPガス支援につきましては、第2回定例会で補正予算を追加したと承知しておりますが、令和6年度のような多額の不用額が発生しないように取り組むべきと考えますが、道としてどのように取り組んでいくのかを伺います。

○武田浩光副委員長 経済企画局長輿水昌明君。

○輿水経済企画局長 物価高対策の取組についてでございますが、道では、物価高緊急経済対策に基づき、各種事業を実施し、エネルギー価格や物価の高止まりにより影響を受けている道民の皆様や事業者の方々を支援しているところです。

【第2分科会 11月12日 第5号】

これらの事業につきましては、これまでの事業実績や対象事業者への聞き取りなどを参考に、想定する支援件数を見直したほか、例えば、特別高圧電力利用事業者緊急支援事業であれば、1件当たりの電力使用量を季節ごとの実績から推計するなど、できる限り正確な積算に努めたところ です。

加えて、事業の実施に当たりましては、道の広報媒体等を活用した積極的な周知はもとより、過去の受給者情報等を活用したプッシュ型の周知や申請手続の簡素化などを実施し、不用額の発生を可能な限り抑え、対象となる方々の多くに支援をお届けできるよう取り組んでおります。

○池本柳次委員 最後なのですが、道独自の経済対策について伺いたいと思います。

知事は、定例記者会見で、高市新総裁就任に当たり、経済対策について早く実行に移していただきたいことを多くの国民が期待している、このように述べられております。そうであれば、国の対策をまたずして、道として独自の対策を講ずるべきではないかと考えますが、この点についての所見を伺いたいと思います。

○武田浩光副委員長 経済部長水口伸生君。

○水口経済部長 経済対策についてでございますが、道では、物価やエネルギー価格の高止まりなどにより厳しい状況にある道民の皆様や事業者の方々への影響が緩和されるよう、物価高緊急経済対策の実施に加え、既存の施策を最大限活用した取組を推進しております。

現在、国では、総理から経済対策の取りまとめの指示が出されたことから、対策の検討が行われていると承知しており、道では、国の動きに呼応して、速やかに経済対策推進本部会議を開催し、そこでの知事からの指示を踏まえまして、今月7日には、国に対し物価高への対応をはじめとした補正予算に関する要望を行ったところでございます。

道といたしましては、引き続き、国の経済対策に関する動向を積極的に情報収集しますとともに、変化する経済情勢を注視しつつ、地域の皆様や事業者の方々の実情やニーズ等を踏まえながら、直面する課題に対し時期を逸することなく対応してまいります。

○池本柳次委員 この点につきましては、知事にも直接お伺いしたいと思いますので、委員長、取扱いのほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○武田浩光副委員長 池本委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員 通告に従いまして、経済部所管事項について、以下、伺ってまいります。

初めに、景気・経済対策についてであります。

先月成立した新政権は、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする総合経済対策の策定を指示したところであります。長期化する価格高騰や人手不足の影響もあり、中小企業をはじめ、医療・介護、輸送・物流、1次産業、建築・土木など、広範な産業分野で経営が圧迫され、また、子育て世帯や年金世

帯など弱い立場にある方の生活に光を当てる必要があると考えます。命と暮らしを守る、血の通った経済対策が求められております。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、経済対策額の推移についてであります。

道は、コロナ禍後、累次の経済対策を実施してきましたが、その金額の推移について伺います。

○武田浩光副委員長 経済企画課長篠原裕史君。

○篠原経済企画課長 これまでの経済対策についてでございますが、道では、エネルギーや食料品などの価格高騰が長期化し、国において物価高克服に向けた対策が決定されたことを踏まえまして、令和5年5月に、総額約538億7000万円の価格高騰等経済対策を策定いたしました。

その後も、令和5年7月、10月及び12月に、合計約186億9000万円を追加する経済対策の改定を行い、道民生活や本道経済への影響緩和に向けまして、各般の事業に取り組んでまいりました。

また、本年1月には、物価やエネルギー価格の高止まりなどにより、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は厳しい状況にありますことから、総額約189億2000万円の物価高緊急経済対策を策定し、7月には約28億3000万円を追加する改定を行いまして、足元の物価高の影響緩和策を実施してきたところでございます。

○阿知良寛美委員 次に、これまでの検証結果等についてであります。

我が党は、これまで、効果的な経済対策の検討には過去の実績の検証が重要としてきましたが、道の認識とその検証結果について伺います。

○武田浩光副委員長 経済企画局長輿水昌明君。

○輿水経済企画局長 経済対策の効果検証についてでございますが、道といたしましては、経済対策の実施に当たりまして、事業の利用状況の取りまとめや利用者の反応の聞き取りなどにより効果の検証を行うとともに、経済団体や労働団体などからの要請、市町村や企業の方々などへのヒアリングなど、幅広い立場の皆様からの御意見をお聞きして支援策を検討していくことが重要と認識しております。

本年1月に策定いたしました物価高緊急経済対策の事業のうち、例えば、お米券、牛乳券の支給は申請率が91%に達し、また、LPガスの料金支援は申請率が99%を超えておりまして、多くの事業においておおむね想定どおりの利用をいただいているところです。

また、こうした事業の利用者からは、米の価格が高騰する中、とても助かった、支援によって経営を継続することができたとお声もいただいていることから、物価高の影響緩和に一定の効果があつたものと考えております。

○阿知良寛美委員 次に、国の総合経済対策の受け止めについてであります。

国は、3本柱から成る総合経済対策を示され、道も、早速、経済対策推進本部会議を開催し、速やかに対応すると承知をしております。

国が示した方針をどのように受け止めているのか、伺います。

○篠原経済企画課長 国の経済対策についてでございますが、先月、総理大臣から閣僚に対し、我が国の社会経済情勢を踏まえ、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化の3項目を柱とした総合経済対策を速やかに取りまとめるよう指示されたと承知しております。

また、総理は、所信表明演説におきまして、この内閣が最優先で取り組むことは、国民の皆様が直面している物価高への対応であると述べられており、道といたしましては、総理から、まずは、今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すための経済政策をつくり上げていく旨の考えが示されたものと受け止めております。

○阿知良寛美委員 次に、今後の対応についてであります。

道として、国の総合経済対策の動きを踏まえ、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

○武田浩光副委員長 経済部長水口伸生君。

○水口経済部長 今後の対応についてでございますが、先月、国においては、総理から経済対策の取りまとめについて指示が出されましたことから、道では、速やかに経済対策推進本部を開催し、そこでの知事からの指示を踏まえまして、今月7日に、国に対し、物価高への対応をはじめとした補正予算に関する要望を行ったところでございます。

道といたしましては、経済対策に関する国の動向について積極的な情報収集に努めますとともに、引き続き、変化する経済情勢を注視しつつ、地域の皆様や事業者の方々の実情やニーズ等を踏まえながら、直面する課題に対し、時期を逸することなく対応してまいります。

○阿知良寛美委員 景気・経済対策について伺ってまいりましたが、道民の皆様が直面している長引く物価高への対応については、最優先で取り組むべきと考えます。この問題につきましては、知事のお考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

次に、中小企業支援についてであります。

今年の骨太方針では、賃上げこそが成長戦略の要として、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業継承、M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員すると承知をしております。

道内企業の99.8%を占める中小企業では、賃上げへの対応はもとより、求人難など人手不足や価格高騰による経営圧迫、インフレ局面下での利払い負担の増加といった厳しい状況にあります。民間調査会社によりますと、今年上半期の道内の倒産件数は、前年同期比7件減の125件で4年ぶりに減少しているものの、人件費や燃料費の上昇に価格転嫁が追いつかず、収益性が悪化していると分析されております。国では、中小企業の支援を目的に、地方自治体向け交付金を拡充するとの動きもある中、信用保証を含め、中小企業支援の状況について、以下、伺ってまいります。

まず、中小企業支援施策についてであります。

道が実施する主な中小企業支援施策とその予算措置状況について伺います。

○武田浩光副委員長 中小企業課長三浦正彦君。

○三浦中小企業課長 道の中小企業支援施策についてであります。令和6年度の主なものとしては、道の融資制度の推進に必要な資金を金融機関に預託することで、中小企業等に対する円滑な融資を促進する中小企業総合振興資金貸付金に3076億2100万円、中小企業等に対し、経営改善に関する相談等に専門家を派遣し、事業活動の維持、継続に向けて支援する、専門家派遣による経営改善集中支援事業に9987万4000円、北海道産業振興条例に基づき、新分野、新市場への進出を目指す中小企業等の取組に対し支援する中小企業競争力強化促進事業に3689万2000円、スタートアップ・エコシステムの拡大強化のため、起業家の育成、伴走支援、誘致、定着の促進等を行うスタートアップ創出・集積促進事業に4638万8000円、デジタル技術を活用し、地域課題に資する新たな起業を支援する地域課題解決型起業支援事業に6394万円をそれぞれ措置したところでございます。

○阿知良寛美委員 次に、中小企業総合振興資金についてであります。

インフレ傾向にある中、低利な中小企業総合振興資金の活用ニーズは今後ますます高まることが見込まれておりますが、どのような仕組みなのか、伺います。

○武田浩光副委員長 金融担当課長松浦隆彰君。

○松浦金融担当課長 中小企業総合振興資金の仕組みについてでございますが、道の中小企業総合振興資金は、金融機関と覚書を締結し協調して融資を行う制度であり、道は、融資要領で具体的な融資対象や条件等を定めまして、融資が適正かつ効果的に取り扱われる環境整備に努めまるとともに、金融機関は、この要領に基づき融資を実行することとしております。

こうした取組の下、道では、貸付けに係る原資の一部について金融機関に預託を行いまして、金融機関はこれに自らの資金を加えて貸付けを行うことにより、道振興資金の融資利率は、金融機関のプロパー融資と比べ低い水準に設定しております。

○阿知良寛美委員 次に、中小企業総合振興資金の審査方法についてであります。

融資を行うに当たり、どのように審査をしているのか、また、運用状況について併せて伺います。

○松浦金融担当課長 審査方法についてでございますが、道振興資金の融資に当たりましては、貸付けを行う金融機関が審査を行っており、その審査におきましては、一般的な融資と同様に、中小企業の財務内容を基本に、担保余力や保証の有無、資金使途、事業計画の妥当性などを総合的に勘案し、その融資の可否、金額、期間などを決定しているところでございます。

○阿知良寛美委員 次に、融資額の推移についてであります。

コロナ禍前の令和元年度からの融資額の推移について伺います。

○松浦金融担当課長 融資額の推移についてでございますが、道振興資金の令和元年度以降の新規融資実績は、令和元年度が5943件、578億8500万円、令和2年度が6万685件、1兆1344億7400万円、令和3年度が8583件、1333億9300万円、令和4年度が5655件、705億9000万円、令和5年

度が8444件、1338億4500万円、令和6年度が6558件、881億2900万円となっております。

○阿知良寛美委員 次に、融資額の増減要因についてであります。

今、融資額等の推移について答弁をいただきましたが、道としてその増減要因をどのように分析していらっしゃるのか、伺います。

○武田浩光副委員長 地域経済局長安彦秀徳君。

○安彦地域経済局長 融資額の増減要因についてでございますが、道振興資金の融資実績額は、令和2年度はいわゆるゼロゼロ融資により急激に増加しましたが、令和3年5月にゼロゼロ融資が終了したことに伴いまして、令和3年度から4年度にかけて減少に転じております。

令和5年度は、令和5年1月に、ゼロゼロ融資など既存融資の借換えが進むよう融資制度の貸出条件を緩和したことから、再び増加しましたが、その後、当該融資制度が令和6年6月に終了しまして、借換え需要が一段落したことから、令和6年度は減少しております。

○阿知良寛美委員 次に、北海道信用保証協会による保証の仕組みについてであります。

十分な資産を持たない起業家や中小企業の経営者は、融資を受ける際に、個人が連帯保証人になる経営者保証を求められることが多く、大きな負担となっております。北海道信用保証協会が行う信用保証は、こうした企業の信用力や担保力を補完するものであります。信用保証の仕組みについて伺います。

○松浦金融担当課長 信用保証の仕組みについてでございますが、信用保証制度は、中小企業が金融機関から融資を受ける際、北海道信用保証協会が公的な保証人となって事業の維持、成長を金融の側面から支援する制度でありまして、保証つき融資の返済が困難になった場合には、信用保証協会が金融機関に対して代位弁済を行うものであります。

道では、中小企業への円滑な融資が行われるよう、信用保証制度と連動した融資制度を設けるとともに、道の融資制度に対する代位弁済が行われた場合、そのうちの一定割合について、道と信用保証協会との間で締結している損失補償契約に基づき補填を行っております。

○阿知良寛美委員 次に、北海道信用保証協会による保証承諾の実績等についてであります。

北海道信用保証協会の保証制度は、こうした負担軽減に大きな役割を果たしていると考えます。令和元年度からの北海道信用保証協会が行った保証承諾実績を伺うとともに、代位弁済に対し、道が行った損失補償の決算額の推移について伺います。

○松浦金融担当課長 保証承諾の実績等についてでございますが、信用保証協会が行った令和元年度以降の保証承諾の実績は、令和元年度が2万9585件、3364億6500万円、令和2年度が7万9660件、1兆4552億6300万円、令和3年度が1万9645件、2389億8000万円、令和4年度が2万696件、2548億8700万円、令和5年度が2万3616件、3252億4700万円、令和6年度が2万2617件、2862億800万円となっております。

また、信用保証協会への損失補償の実績は、令和元年度が2億4200万円、令和2年度が2億4500万円、令和3年度が1億8800万円、令和4年度が4億2400万円、令和5年度が5億4300万円、令和6年度が6億6800万円となっております。

○阿知良寛美委員 令和2年のコロナのときですけれども、7万9660件を承諾して、実績は1兆4500億円、損失補償の実績は、令和2年度のときは2億4500万円ですので、さほど増えていないことから、皆さん、順調に返されたのだらうと思います。

令和4年度、5年度、6年度と、損失補償の実績が増えているのですけれども、この辺の要因としては、どういうことが考えられますか。分かれば教えていただければと思うのですけれども、どうでしょうか。

○安彦地域経済局長 損失補償の増減要因についてでございますが、道の損失補償は、令和2年度から3年度にかけて、感染症の影響に対するゼロゼロ融資や支援金などの各種支援策により、信用保証協会の代位弁済が減少したことに伴い、低い水準で推移したものの、令和4年度以降は、エネルギーや原材料価格の高騰、人手不足など、道内の中小・小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境が影響し、代位弁済が増加したことに伴いまして増加基調となっております。

○阿知良寛美委員 ありがとうございます。

それぞれ、この損失補償の要因が違うということなのですね。

次に、今後の対応についてであります。

これまでの中小企業施策の成果について、その認識を伺うとともに、今後どのように支援していくお考えなのか、伺います。

○水口経済部長 中小企業施策の成果と今後の対応についてでございますが、道では、支援機関や専門家による経営相談を行うとともに、産業振興条例に基づく新分野、新市場への進出等の支援や、中小企業総合振興資金による融資などを行ってきたところでありまして、こうした取組を通じて、中小・小規模事業者の事業活動の維持、継続を下支えするほか、北海道ならではの商品、サービスの開発や付加価値の向上、販路や取引の拡大、創業や新分野への展開等を後押ししますとともに、資金調達の円滑化や人材確保等が図られるなど、一定程度の効果があったものと考えております。

道といたしましては、今後も、国や市町村はもとより、商工会議所や商工会等の支援機関とも連携しながら、地域の経済や雇用を支える中小・小規模事業者が、社会経済情勢の変化に対応し、攻めと守りの双方の経営課題に柔軟に対応していけるよう、経営体質の強化や円滑な事業承継、新事業展開の促進など、各般の取組を進めてまいります。

○阿知良寛美委員 次に、再生可能エネルギー等の推進についてであります。

道は、これまで、2050年までに温室効果ガス排出量ゼロを目指すゼロカーボン北海道の実現に向け、各般の施策に取り組まれており、今年度は、国の温暖化対策計画の改定を踏まえ、年度内を目途にゼロカーボン北海道推進計画の見直しを行うものと承知しております。ゼロカーボン北海道の実現には、温室効果ガスの排出抑制等を進めるため、再生可能エネルギーの推進は欠かせないものと考えます。

しかしながら、今年に入り、太陽光発電の設置に関わる地域の懸念が顕在化し、地域との共生に向けた道の対応も非常に重要となっております。そこで、以下、伺ってまいります。

【第2分科会 11月12日 第5号】

まず、これまでの取組の成果についてであります。

道では、令和3年度から12年度までを計画期間としている現計画に基づき、各種施策・事業に取り組んでいるものと承知をしております。これまでどのような取組を進めてきたのか、その成果も含めて伺います。

○武田浩光副委員長 地球温暖化対策担当課長中島知子君。

○中島地球温暖化対策担当課長 ゼロカーボン北海道推進計画についてであります。道では、令和3年3月に策定した推進計画において、2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向け、重点的に進める取組としまして、多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化、豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用、森林等吸収源の確保を位置づけ、これまでに、脱炭素ライフスタイルへの転換につながる普及啓発や、地域特性を生かしたエネルギーの地産地消の促進、活力ある森林づくり、ブルーカーボンに資する藻場の保全など、様々な取組を展開してきたところでございます。

こうした取組により、推進計画の補助指標としている、道民1人当たり温室効果ガス排出量の減少や、ゼロカーボンシティ宣言市町村数の大幅な増加、新エネ導入量や植林面積の増加など、ゼロカーボン北海道の実現に向けた一定の成果を確認しているところでございます。

○阿知良寛美委員 これまで様々な施策を試みてきて、または実施をしてきて、一定程度の成果が確認されているということなのだろうと思います。

次に、温室効果ガス排出量の推移についてであります。

道が現在見直しを検討している次期計画では、温室効果ガス削減量に関し、2035年度と2040年度の中期目標を新たに設定すると承知しております。

現計画における削減量の推移と評価を伺うとともに、道は、どのような考え方で新たに中期目標を設定する考えなのか、伺います。

○武田浩光副委員長 ゼロカーボン推進局長本田晃君。

○本田ゼロカーボン推進局長 温室効果ガスの削減目標などについてであります。最新の2023年度の実質排出量の推計値は4783万トンであり、基準年の2013年度から35.1%減少、前年度比で1.6%減少しており、推進計画で、2030年度までに48%削減するとした目標に向け、減少傾向を継続しております。

道では、国の計画改定を受け、本年5月、環境審議会に、現計画の見直しの在り方につきまして、削減目標の設定を含め、諮問したところであり、その中で、国の目標設定の考え方も踏まえ、本道の強みである豊富な再生可能エネルギーや、森林吸収源などの最大限の活用、さらには、地域と共生したGX産業の集積の動きなどについてお示しし、専門的見地から御議論をいただきながら、地球温暖化防止対策条例の理念である、世界の地球温暖化対策に貢献していくといった視点も考慮しつつ、2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けた中期目標の設定について検討を進めてまいりる考えであります。

○阿知良寛美委員 目標を掲げているわけですから、できない理由はたくさんあるかもしれませ

んけれども、最後までしっかりと応援をしていていただきたい、このように思っております。

次に、太陽光発電推進についてであります。

さきの釧路市の太陽光発電施設の開発では、タンチョウをはじめ、希少な動植物が生息する釧路湿原の自然環境が、メガソーラーなどの建設により脅威にさらされ、たくさんの森林が伐採され、希少な動植物の生息地が脅かされるのではといった地域の方々の懸念が顕在化する中で、釧路市は、自然と太陽光発電施設の調和に関する条例を制定されました。これは、画期的なことと考えます。いずれにしても、今後、道が進めるゼロカーボン北海道の実現と生物多様性や防災・減災機能の確保をどのように両立させていく考えなのか、この点が極めて重要なことと考えます。

道として、今後どのように対応していくのか、所見を伺います。

○武田浩光副委員長 経済部ゼロカーボン推進監田中仁君。

○田中経済部ゼロカーボン推進監 再エネの導入への対応についてでございますが、道では、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域と共生した事業が適切に実施され、環境と経済の好循環につなげていくことが重要と認識しております。

このため、さらなる地域共生や、規律強化に向けた国の検討状況を注視するとともに、道独自の取組として、再エネ導入などの関連投資に関し、自然環境や景観、防災など、地域との共生に向けた道の考え方を、市町村へのアンケート調査結果や有識者の御意見などを踏まえ、新たに策定することとしております。

道といたしましては、こうした道の考え方を広く発信し、関係者の方々に対し、その遵守を求めるなど、ゼロカーボン北海道の実現に向け、取組を進めてまいります。

○阿知良寛美委員 再生可能エネルギー等の推進について伺ってまいりました。

再エネ導入は、関係法令の遵守はもとより、道としての地域との共生に向けた考え方など、道独自の取組は大変重要と考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○武田浩光副委員長 阿知良委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

広田まゆみ君。

○広田まゆみ委員 第2期北海道雇用・人材対策基本計画及び推進計画について伺います。

まず、就業率などについて伺いますが、令和6年において労働力率は上昇しましたが、就業率は58.2%と、依然として全国平均より低い状況が続いています。

この状況をどのように受け止めるのか、北海道の特徴的な課題なども含めて伺うとともに、令和9年度の労働力率60%以上の目標達成に向けての具体的な対策について伺います。

○武田浩光副委員長 雇用労政課長兼働き方改革推進室長藤田栄一郎君。

○藤田雇用労政課長兼働き方改革推進室長 本道の就業率等についてでございますが、道では、

【第2分科会 11月12日 第5号】

雇用・人材対策基本計画におきまして、労働力率と就業率の目標値を定め、各般の施策を推進しており、令和6年度は、労働力率が前年比プラス0.6ポイントの59.8%、就業率が前年比プラス0.6ポイントの58.2%と、いずれも年度目標を達成するとともに、全国平均との差も縮小いたしました。

こうした中、女性の就業率や60歳以上の就業率を見ますと、近年、上昇傾向が続いているものの、全国に比べまだ低く、労働力人口が減少し、人手不足となっている影響をできるだけ緩和するためには、働く意欲のある女性や高齢者の方々の就業を促進していくことが重要と認識しております。

このため、道では、家族の世話や健康面など様々な制約から就業も就職活動も行っていない女性や高齢者の方々などに対して、コーディネーターの派遣により、就業意欲を喚起するとともに、短時間勤務や軽作業といった働きやすい業務を紹介し、マッチングを行うなど、労働参加を後押しすることにより、労働力率や就業率の向上を図ってまいります。

○広田まゆみ委員 次に、有効求人倍率などについて伺いますが、令和6年度の月間有効求人数は7万9000人、前年度に比べ6000人減少しました。有効求人倍率は0.94倍と、前年度に比べ、0.06ポイントですが低下しています。職種別の有効求人倍率を5年前と比較すると、職種合計では、コロナ禍前の令和元年度の1.19%よりも低くなっており、半数以上の職種で低下しています。

北海道の中小企業の正社員の雇用動向は、令和6年度は58.5%の企業が採用の意思がありますが、これは、コロナ禍の2021年を4年ぶりに下回った数になっています。

人手不足も深刻ですが、雇用する力が課題のようにも思えます。この数字を道としてどのように分析し、中小企業の雇用の力をどのように確保していくのか、取組実績と成果、今後の方向性について伺います。

○武田浩光副委員長 労働政策局長安彦史朗君。

○安彦労働政策局長 企業の雇用動向等についてでございますが、本年9月の道内の有効求人数は約7万7000人、有効求人倍率は0.92倍であり、前年同月と比較して、それぞれ、約3.3%、0.05ポイントのマイナスとなってございまして、人件費高騰や処遇改善などへの対応による経営環境の厳しさから、求人が抑制される傾向が出ているものと考えられるところでございます。

このため、道では、中小・小規模事業者の方々に対して、伴走型の経営相談、新商品開発や人材育成確保等への支援などにより、生産性や収益性の向上を後押しいたしますとともに、働き方改革推進企業認定制度の普及や短時間業務の切り出しによる求人創出を促すなどいたしまして、多様な方々が就業しやすい環境づくりなどに取り組んできたところでありまして、こうした中で、道内の就業率は、近年、上昇が見られるところでございます。

道といたしましては、引き続き、中小・小規模事業者の方々の経営体質の強化や就業環境の整備に向けて各般の施策を推進し、良質で安定的な雇用の実現につなげてまいります。

○広田まゆみ委員 ミスマッチ対策について伺います。

求人と求職にミスマッチが見られます。これにどのように対応してきたのか、取組実績と成果について伺います。

また、地域格差も見られておりまして、その分析と対策についても伺います。

○安彦労働政策局長 雇用のミスマッチについてでございますが、道内の有効求人倍率は、全体では0.9倍台で推移している中、事務や軽作業が0.3倍程度である一方、建設、警備の職種で4倍を超えるなど、求人と求職にミスマッチが見られるところでございます。

このため、道では、求職者や新規学卒者の方々を対象に、ジョブカフェによるキャリアカウンセリングのほか、就業体験会の開催や高校での出前授業の実施などを通じ、道内産業の理解促進を図るほか、企業説明会を通じた求職者と事業者のマッチングなどに取り組んでいるところでございます。

また、ハローワーク別の有効求人倍率を見ますと、1.4倍を超える地域もあり、こうした地域では、高齢化や人口減少が進み、求人ニーズに比べて求職者が少ない状況が続いており、働き手の確保がより厳しくなっているところでございます。

このため、道では、全道域へのU・I・Jターンの促進に加え、振興局におきましても各地域の状況を踏まえた説明会や見学会を行ってございまして、こうした取組を通じ、ミスマッチの緩和と地域における人材確保に一定の効果があつたと考えてございます。

○広田まゆみ委員 次に、女性への就業支援について伺います。

令和5年度の点検評価においては、女性の就業率は、全国平均と比べて低くなっておりまして、この要因をどのように分析し、どのように対策してきたのか、また、令和6年度で改善が見られたのか、伺います。

そして、女性の正規雇用比率を令和9年度までに46%以上にする目標がありますが、令和6年時点での実績はどのようになっているのか、伺います。

○藤田雇用労政課長兼働き方改革推進室長 女性への就業支援についてでございますが、道内の女性就業率につきましては、近年、上昇しており、令和6年は50.1%で、前年より0.9ポイント上昇しております。一方、全国平均とは依然として差があり、子育てや家事などの分担が可能な3世代同居が少ないことや、道内勤務でも転居を伴う転勤があるなど、本道の特性も要因の一つと考えられるところでございます。

このため、道では、テレワークや短時間勤務の導入、育児休業制度の充実など、柔軟な働き方ができる社内体制づくりを促進するセミナーの開催のほか、ジョブカフェ等によるきめ細やかなカウンセリングの実施や、企業説明会などのマッチングの機会を提供するなど、女性の就業促進に努めているところでございます。

また、女性の正規雇用比率は、令和6年において45.8%となっており、前年から2ポイント上昇しております。

○広田まゆみ委員 次に、仕事と家庭の両立について伺います。

まず、男性の育児休暇取得率について、令和6年度の実績を伺います。

【第2分科会 11月12日 第5号】

さらに、令和4年11月に、北海道知事と道内の八つの経済団体トップがイクボス宣言を行いました。令和6年度において、このイクボス宣言をされた知事としての具体的な働きかけがあったのか、伺います。

また、育児休業をはじめ、仕事と家庭の両立というのは、労働問題ではなく、持続可能な地域経営のために不可欠な問題であると思いますので、改めて、私としては、八つの経済団体トップとともに、知事自らが目標を発表し、定期的にそれを報告する場を設けるなど検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○藤田雇用労政課長兼働き方改革推進室長 育児休業の取得促進等についてでございますが、道の就業環境実態調査では、令和6年度の男性の育児休業取得率は33%、そのうち、育休取得期間が5日以上であった割合は92.9%となっております。

道では、イクボス共同宣言を踏まえ、男性の育児参加をはじめ、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境づくりに向けて、育児休業の取得などを評価する企業認定制度の実施や、働き方改革を推進するセミナーの開催、専門家の派遣のほか、国の助成制度の活用を促進してきたところでございます。

また、道から経済団体に対し、昨年6月、そして本年も同様に、家族で過ごすための夏季休暇の取得促進やワーク・ライフ・バランスの確保について要請しており、経済団体では、本要請を踏まえた会員企業への働きかけを行うほか、育児・介護休業法などの労働関係法改正に係る講習会の開催に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、経済団体と連携し、仕事と子育て等の家庭生活の両立が可能となる就業環境の整備を促進してまいります。

○広田まゆみ委員 指摘としますけれども、このイクボス宣言のビフォー・アフターが全く見えないです。雇用労政課の枠の日常の取組のままですよね。経済団体トップと知事がイクボス宣言したというのはほかの県でもそんなに例がないので、知事に聞きたいところですけども、知事に聞く前に、そもそも経済部全体でちゃんと考えてもらえますか。指摘しておきます。

次に、障がい者への就労支援について伺います。

令和5年時点の点検評価においては、民間企業における障がい者雇用率は全国平均を上回っているものの、規模が小さい企業では実雇用率が低くなっているという課題がありました。それに対して、令和6年にはどのように改善策を取ってこられたのか、伺います。

また、道として、障がい者就労支援企業認証制度がありますけれども、経済部所管の道有施設の清掃業務の入札などにおいて、障がい者就労支援企業の受注件数についても併せて伺います。

○武田浩光副委員長 就業担当課長井澤亜紀君。

○井澤就業担当課長 障がい者への就労支援についてでございますが、令和5年度に国が民間事業者に対して行った調査によりますと、障がい者を雇用するに当たりましては、障がい者に適した業務の確保や障がい者雇用についてのイメージやノウハウがないことなどが課題として挙げられております。

このため、道では、中小企業等に障がい者雇用への理解を深めていただくため、北海道労働局と連携して、経済団体に対し、障がい者の求人確保について要請をするとともに、障がい者雇用の経験のない企業を対象としました特別支援学校見学会を開催するほか、障害者就業・生活支援センターを通じた雇用管理などに関する助言を行っているところでございます。

なお、令和6年度における経済部所管の清掃業務入札10件のうち、障がい者就労支援企業の受注は1件となっております。

○広田まゆみ委員 指摘といたしますけれども、私としては、法定雇用率非達成企業には、原則として公共発注はすべきではないと考えています。数年前から、出納局や保健福祉部とも議論をしております。今回、発注3部にもいろんな状況を確認したところでありますけれども、特定の施策の推進と契約の適正執行ということで慎重に議論しなければいけないということは承知をしておりますけれども、少なくとも、中小企業に対し要請をしている担当部としては、特段の取組について検討するよう指摘とさせていただきます。

次に、北海道働き方改革推進企業認定制度について伺っていきたく思います。

まず、令和6年度における認定企業数とこれまでの認定企業数の推移を伺います。

この認定制度は、ある意味、第2期北海道雇用・人材対策基本計画の全てを網羅しているような認定制度でありまして、すばらしいとは思いますが、あまりにも網羅され過ぎていて、これが地域社会に与える影響が私にとってはイメージしにくいところです。優先順位も見えづらいところです。この認定制度の成果と課題についての認識を伺います。

また、この認定制度も、インセンティブとして、北海道経済部の公募型プロポーザル及び総合評価一般競争入札における企画提案審査の加点があるとのことですが、実際に落札された企業のうち、この認定制度に参加していた企業があるのかどうか、伺います。

○藤田雇用労政課長兼働き方改革推進室長 北海道働き方改革推進企業認定制度についてでございますが、本制度は、働き方改革に積極的に取り組む企業を認定するもので、平成31年度に開始し、道の融資制度の低利な融資メニューの提供や、入札における審査上の加点等の優遇措置を設けるとともに、認定企業の取組を紹介するなど、その普及を図ってきたところでございます。令和6年度の認定企業数は707社、直近3年間では90社増加するなど、働き方改革に取り組む企業が着実に増えているところでございます。

道といたしましては、認定企業のさらなる増加や業種の広がりに向け、本制度への理解が必要と考えており、ホームページを通じた周知に加え、本年度から新たに開催している働き方改革に向けての体制づくりを支援するセミナーなどの機会を通じ、企業認定制度の紹介に努めております。

なお、令和6年度の経済部における公募型プロポーザルでは、契約者のうち1事業者、総合評価一般競争入札では、落札者のうち14事業者が認定企業となっております。

○広田まゆみ委員 まず、障がい者雇用のときと同様に、部としてのより強い姿勢を示していただきたいというふうに思っておりますので、指摘とさせていただきます。

【第2分科会 11月12日 第5号】

同時に、気になるのは、発注3部と議論もしてきましたけれども、結局、大きな企業だけがこうした認定制度に参加できるのではないかという危惧もあります。令和6年度の認定企業数707社、直近3年間では90社増加したということで、参加する企業が着実に増えているとの御答弁でありましたけれども、いわゆる中小規模の事業者も参加できているのかどうか、それについて伺います。

○藤田雇用労政課長兼働き方改革推進室長 認定企業の規模についてでございますが、令和6年度の認定企業707社の規模を従業員の数で見ますと、従業員が50名以下の企業が517社ございまして、全体の約73%を占めております。51名から100名以下が122社、101名から300名以下が43社、そして、301名以上が25社となっております。

また、直近3年間で増加いたしました企業90社につきましては、従業員数が50名以下が61社であり、全体の約68%を占めております。51名から100名以下が15社、101名から300名以下が8社、そして、301名以上が6社となっております。

○広田まゆみ委員 取組は分かりました。先ほどのイクボス宣言と併せて、ぜひ、雇用労政課だけの取組に終わることなく、八つの経済団体とどういうふうに進めていくのかということも、改めて御検討いただきたいと思っております。

次に、石狩湾新港地域について伺います。

石狩湾新港地域の土地利用に関わる将来ビジョンなどについて伺いますが、石狩湾新港地域の土地利用計画は、昭和51年に策定され、この後、4度の改訂を経て現在に至っていると承知をしています。

私としては、決算特別委員会の中で、企業局とも、特に石狩工水に関し議論をしてきたところでもありますけれども、ある意味で、室蘭や苫小牧と異なり、直轄ダム事業の関係も含めて、また、当初計画から半分の規模で運営をするという構造的に大きな課題があると受け止めております。政策決定をしたのは道でありまして、道及び道議会の責任は重いと感じてきたところであります。

通常の運営においても、現在、約40億円の長期借入金があり、企業局としても、道と連携して企業誘致を進めて経営改善を図るということでありましたけれども、この石狩湾新港地域の土地利用についての将来ビジョンを伺うとともに、現在、約770社の立地なのですけれども、工業用水を契約しているのは約30社と聞きます。この工業用水の将来的な必要性を道としてどのように認識しているのか、伺います。

○武田浩光副委員長 苫東・石狩担当課長野村直広君。

○野村苫東・石狩担当課長 石狩工水の必要性についてでございますが、石狩湾新港地域における土地利用計画は、立地環境の変化や産業動向等を踏まえ、見直しを行ってきており、直近では、企業におけるカーボンニュートラルの取組が加速していることから、これまでの流通地区や工業地区に加え、豊富な再生可能エネルギーを地域で利用するREゾーンを設け、データセンターなど情報関連産業等の企業誘致を推進することとし、令和5年3月に改訂したところでござい

ます。

厳しい経営状況にある石狩工水の経営改善を図るためには、企業立地による契約水量の増大が必要であり、データセンターをはじめ、水需要が期待されるGX関連産業も含め、企業誘致に取り組んでいるところであり、道としましては、地域の産業活動に必要な工業用水を安定して供給し続けていくことは、企業の立地にとって極めて重要と認識しているところでございます。

○広田まゆみ委員 道としても極めて重要であると認識しているということですが、この石狩工水の耐震化に係る財源について伺いたいと思います。

調べますと、この耐震診断は令和元年時点で行っておりまして、道としては、企業局とどのように連携を図り、協議をしてきたのか、伺いたいと思います。

道として、この工業用水の必要性を今後も大事だと見通しているのであれば、私としては、道費からの貸付けなどで、あくまでも工業用水の会計の中で賄っていくのが筋ではなかったかと考えますが、見解を伺います。

○野村苦東・石狩担当課長 耐震化に係る工事についてでございますが、石狩工水につきましては、赤字経営が続き、運転資金や建設改良資金の不足を一般会計からの長期貸付金で補填している中、今回の水管橋の耐震化工事は、総事業費が約10億円と多額であることから、経済部から企業局に対し、財源確保に向けたあらゆる対策の検討を要請し、企業局で検討を進めたところでございます。

その結果、企業局では、当該水管橋が損壊した場合、受水企業のみならず、広く一般に浸水被害が及ぶ可能性が高く、緊急的に耐震化を進める必要があるとして、電気事業会計から繰入れを行うこととし、本年第1回定例議会において、予算案及び関係条例の改正案を提案し、議決されたものでございます。

○広田まゆみ委員 この水管橋は、札幌市内の住宅地も横断しておりまして、豊平川から約40キロメートルを運んでいるということで、防災の観点から、私も札幌の一市民でもありますので、維持補修の対応の必要性は認めるところです。今回、経済部から企業局に対し、財源確保の検討を要請したということですが、電気事業会計を当てにすることなく取り組むべきではなかったかと私は思います。

今後に向けて、利用企業や関係自治体とも協議しながら、民間活力の導入など、できる方法も検討しつつ、この石狩工水事業に関して抜本的な見直しが必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○野村苦東・石狩担当課長 経営改善に向けた取組についてでございますが、道としましては、石狩工水の経営改善を図るためには、経営の効率化とともに、当地域への企業立地による契約水量の増大が重要と認識しております。

経営効率化に向けましては、企業局では、民間のノウハウを活用した包括管理委託を実施しているほか、建設部と連携し、下水道事業との一体的な運営についての検討を進めております。

【第2分科会 11月12日 第5号】

また、契約水量の増大に向けて、引き続き、冷涼な気候や首都圏との同時被災リスクの低さに加え、各種立地支援制度や工水の供給力、豊富な再エネといった地域の優位性を積極的に発信し、企業誘致に努めてまいります。

○**広田まゆみ委員** 企業誘致に努めるということなのですが、現在、この石狩湾新港地域の分譲状況について確認しましたら、74%が既に埋まっていると。残り26%、これを多いと考えるか、少ないと考えるかというのはありますけれども、今後、これが全て分譲される中で、石狩工水の給水能力、日量1万2000立方メートル、100%の契約が望めると考えているのか、見解を伺います。

○**武田浩光副委員長** 産業振興局長北風浩君。

○**北風産業振興局長** 石狩工水の契約見込みについてでございますが、企業局からは、令和4年度末における契約率は52.4%と初めて5割を超え、現時点の契約率は35.3%に減少しているものの、令和8年度中には以前の契約水量に戻ると聞いておりまして、契約率が50%を超えると期待される所であり、引き続き、工業用水を使用する企業の誘致が必要と認識しております。

このため、道では、工業用水へのニーズが高いGX関連産業の立地の動きが活発化している機会を捉え、企業局はもとより、地元自治体や関係機関とも協力しながら、道外での立地セミナーの開催や企業の個別訪問などを通じて、契約水量の増大に向け、一層の産業集積に取り組んでまいります。

○**広田まゆみ委員** 一応、指摘ということにしますが、今回の決算審議において、企業局からは、仮に100%の契約率を達成できれば、石狩工水事業において道から借入れを必要とする状況は改善すること、また、道としても、引き続き、工業用水を重要として、工水を必要とする企業の誘致に努める旨の答弁があったというふうに受け止めさせていただきました。

私からは、要請というか、指摘をしたいところですが、データセンター、バイオマス発電などのGX関連の立地が活発化しているときだからこそ、工水を必要とする企業の立地に努めることが、脱炭素先行地域に選定された石狩市を含む石狩湾新港地域のさらなる持続可能な発展につながるものでなければ、本末転倒になるというふうに思うのです。バイオマス発電で発生する熱の有効活用や、できれば、輸入代替として道産のバイオマス燃料の活用につながるような取組についても、企業誘致と併せて道として力を入れていただき、本当の意味でのGX、グリーンウォッシュなどというようなそしりを間違っても受けたくないような、真のグリーントランスフォーメーションを推進していただけるよう指摘させていただきたいと思っております。

次に、北海道食品機能性表示制度について伺います。

特区の代表的な事例として誕生したのがヘルシーDと理解をしております。道産機能性食品の開発・販路拡大推進事業費に関して、令和6年度の取組実績を伺うとともに、この表示制度により、道外、海外への輸出が増えるなどの成果があったのか、伺います。

○**武田浩光副委員長** 食ブランド担当課長藤井琢英君。

○**藤井食ブランド担当課長** ヘルシーDの取組実績などについてでございますが、令和6年度に

においては、商品開発に係る企業等からの相談や課題などに対応する相談窓口の設置や、専門家派遣などの支援を行いますとともに、商品開発や販路拡大に携わる人材を育成するため、ヘルシーDの創造塾を開催したほか、どさんこプラザを活用したヘルシーDフェアの開催、道内外における健康食品関連の商談会への参加など、認定商品の開発から販路拡大までの一連の取組を行ってきたところでございます。

こうした取組によりまして、平成25年の制度創設以降、食品や飲料、サプリメント、菓子など、延べ91社174商品を認定し、昨年度の認定商品の売上げは、国内外合わせて約52億円と過去最高を記録、累計では約438億円の達成しているところでございます。

○広田まゆみ委員 今いただいた御答弁から、実績を伺いまして、人材育成だとか売上げの向上といった面での実績について御報告をいただきました。

再質問させていただきたいと思うのですが、まず、ヘルシーDの制度制定の背景というのは二つありまして、一つは、産業面の課題であります。北海道には豊富な農林水産資源がありながら、産業構造的に素材出荷型と言われておりまして、道内での加工度を高めるといった、食品の付加価値向上という政策課題があったものと認識をしています。

新潟市においても独自の食品機能表示制度が導入されていますが、地域産品の付加価値向上が明確に政策目的とされています。また、九州のバイオクラスター推進協議会などの産品を見ますと、これも九州産の農産品の付加価値向上というのが明確に打ち出されています。この点に関して、北海道のヘルシーDについてはいかがだったのか、伺います。

また、あわせて、中小企業支援策としての有効性について伺います。

そもそもこのヘルシーDという制度ができたのは、どうしても食品分野において機能性研究の出口である効能や効果を消費者の皆さんにお示しするためには、特定保健用食品の許可を取得するしかなく、それがなかなか道内の中小企業にとっては手を出せない状況であったことから始まったというふうに認識をしております。

91社174商品を認定し、売上げは累計約438億円とのことですが、これが北海道内に本社のある中小企業の支援策として有効であったと評価できるのか、改めて伺います。

○武田浩光副委員長 食関連産業局長工藤弘行君。

○工藤食関連産業局長 ヘルシーDの成果についてでございますが、ヘルシーDは、道内で生産、製造された食品に健康の要素を加えることで、ブランド化、差別化により付加価値向上を図ることを施策の目的としており、平成25年の制度創設以降、商品の販路拡大はもとより、商品開発に係る企業相談窓口の設置や専門家派遣などの支援を行うことで、機能性素材の研究や商品開発が促進され、道産食品の高付加価値化が図られてきているものと認識をしております。

また、特定保健用食品や機能性表示食品といった保健機能食品制度の活用が難しい中小・小規模事業者が、ヘルシーDを活用することで、いわゆる健康食品市場に参入しやすくなり、道内企業の支援につながっているものと認識をしております。

○広田まゆみ委員 道内企業の支援につながっているものという認識ですけれども、このヘルシ

一D○は、道内に工場があるということが要件に定められていることは承知しています。

例えば、この91社というのは、道内に本社のある企業なのか、把握しているのか、把握していないのかも含めて、分かればお聞かせください。

○**工藤食関連産業局長** 認定企業91社のうち、道内企業が81社、それから、道外に本社を持つ企業が10社というふうに認識をしております。

○**広田まゆみ委員** そうなりますと、私は、道外の企業の参加を否定するわけではないのですけれども、そこで、改めて、その原材料の基準というのが重要になってくるというふうに思います。

現在のヘルシーD○では、表示制度の基準において、機能性の証明と北海道内に工場があることだけが要件になっておりまして、例えば、遺伝子組換え作物やゲノム食品が原材料であっても、極端に言えば、ヘルシーD○を名のれることになっています。

私としては、食の安全・安心条例を持っている北海道の名前を使うのであれば、原材料においても高い基準を設けるべきと考えますが、見解を伺います。

○**工藤食関連産業局長** ヘルシーD○の原材料の扱いについてであります。ヘルシーD○は、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた機能性素材を含む食品を道が認定する制度であり、認定に当たりましては、申請があった食品の原材料となる機能性素材に関する研究が、ヒト介入試験に係る倫理審査におきまして適切な安全性の確認がなされていることなど、認定基準の全てに適合すると認められる場合に認定することができることとしております。

道では、今後とも、食品をめぐる市場や新たな技術の動向などを注視し、制度の適切な運用や点検に努めるとともに、ヘルシーD○の認知度向上や、制度の一層の活用促進に取り組むなどにより、食の北海道ブランドの向上につなげてまいります。

○**広田まゆみ委員** 原材料に関する基準について再度伺っていきたく思いますけれども、ホームページを拝見しますと、「安全・安心・おいしい+健康」というのを打ち出されていまして、「認定される商品は道産の機能性素材を含んだ道内製造の加工食品です。」とあります。まあ、うそは言っていないのですけれども、北海道が持つ食の安全、安心のイメージを活用しています。

確かに、中身を見ますと、道産の機能性素材を開発されたというのが全体的には多いようですし、その研究開発に携わられた方に敬意と感謝も申し上げたいところなのですが、それならば、道産素材を明確に使用しているものには、さらに高付加価値化する仕組みをつくるべきと考えます。北海道の原材料にこだわったさらなる高付加価値化の分かりやすい、イメージではなくて、何か分かりやすい高付加価値化の仕組みについて、再度、見解を伺います。

また、昨今は、機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供の義務化など、機能性表示食品に対して大変厳しい消費者の目も出てきましたし、ネット社会の中で、一たび何かがあったときに、それがすごく波及していくという可能性もありますので、その際に、ヘルシーD○として、そのリスクにも対応できる説明責任を果たす準備が必要ではないかなというふうに思います。

消費者の皆さんは、北海道ブランドに高い信頼を寄せていただいていると思います。その信頼をきちんと守っていくことが、生産者及びヘルシーD o 参加企業の皆さんの長期的な利益にもつながると考えますので、このヘルシーD o 認証の中に、原材料の産地表示であるとか、私としては、例えば、遺伝子組換えなどの有無や、農薬、添加物などの安全確認、あるいは、トレーサビリティの仕組みなども、段階的にでも導入すべきと考えますが、再度、見解を伺います。

○工藤食関連産業局長 ヘルシーD o の原材料の扱いについてでございますが、ヘルシーD o の認定に当たりましては、原材料のうち、機能性素材については道内において生産、製造されたものを使用した食品であることを要件としておりまして、道産食品の高付加価値化により、道内食産業の振興を図ることを目的として制度を運用しているところでございます。

道では、今後とも、食品をめぐる消費者ニーズを把握するとともに、いわゆる健康食品産業への参入を考えている事業者の声も聞きながら、制度の適切な運用や点検に努め、道産食品の付加価値向上につなげてまいります。

○広田まゆみ委員 厳しい言い方をすれば、今のままでは北海道の価値を消費しているだけだと思うのですよ。新しい価値を創造することにつながっていないと思うのです。事業者の方の声も聞きながらということですがけれども、高い基準、目標を掲げることこそ、本来は道内食産業の未来に必要なことだと私は思っています。もちろん、いろんな意味で運用だとかについて寄り添うということは必要だと思いますけれども、ぜひ再検討をお願いしたいなというふうに思います。

次に、地理的表示保護制度について伺いたいと思います。

今までの話とも少し関連するといえば関連するのですが、先日、ニュージーランドのワインの飲み比べの会に参加する機会がありました。バイオグロという国際的にも高い基準を満たすオーガニックワインや、このバイオグロの基準に至る前のサステナブルという一定の基準を満たしたワインもありました。このバイオグロというのは、例えば、遺伝子組換えですとか動物実験、合成農薬・肥料、抗生物質の不使用を厳格に定義したもので、国際的にも高い評価を受けています。さらに、このバイオグロに至る前の基準で、恐らく、北海道でいえば、有機J A S 以前の段階のブドウにおいてもサステナブルという基準が設けられていました。

ここで大変感銘を受けたのは、こうしたオーガニックやサステナブルの基準と併せて、それぞれがこの地理的表示保護制度——G I 表示もきちんとされていたことです。ニュージーランドにおいては、この地理的表示と優れた環境基準を戦略的に統合してG I 製品の価値を高めているということを学んできたところです。

そこで、伺いますけれども、道として、G I 登録産品を北海道を代表する高品質なブランドとして位置づけ、国内外の市場への展開を支援しているというふうに私は認識をしておりましたが、令和6年度の取組実績について伺います。

○武田浩光副委員長 食産業振興課長大高和紀君。

○大高食産業振興課長 道産ワインの販路拡大の取組についてでございますが、道産ワインの販路を広げていくためには、国によるワインの地理的表示としての「G I 北海道」の指定をはじめ

として、日本を代表するワイン産地としての北海道ブランドを国内外へ発信することが重要と認識しております。

道では、昨年度、生産者とバイヤーをつなげるための札幌や東京でのワイン商談会や、都内の道産食材とワインのペアリングに関する飲食店向けセミナーの実施のほか、一般消費者向けには、首都圏の百貨店におきまして、40を超える生産者のワインを扱う特設コーナーを開設するなどの取組を行ったところでございます。

また、海外におきましても、シンガポール、タイで、試飲販売を通じて現地の嗜好を把握するとともに、レストランなどのソムリエやバイヤーを対象といたしました商談会を行い、約2000本の販売につながったところでございます。

道といたしましては、これらの取組において、「G I 北海道」の指定という強みを生かしながら、道産ワインの持つ特性への理解を深めることに注力し、国内外に北海道ブランドの発信を進めてきたところでございます。

○広田まゆみ委員 また、このG Iを地域ブランドの知的財産として捉え、その活用と保護を支援しているというふうには、私は、道がそのように取り組んでいると受け止めていますが、このニュージーランドの事例に学び、段階的にでも、そこに、北海道として、先ほどからヘルシーD oのところでも申し上げてきたような、食の安全、安心の基準などを付加していくべきと考えますが、見解を伺います。

○工藤食関連産業局長 道産ワインのブランド価値の向上に向けた取組についてでございますが、道内の醸造用ブドウやワイン生産につきましても、地域ごとの気象条件や土壌の特性を生かしながら多様な考え方の下で取り組まれており、その中には、近年の消費者の健康志向や環境意識の高まりを背景に、持続可能な農業を目指し、病害リスクを踏まえながら減農薬や土づくりに取り組み、高品質なブドウを生産する方や、有機J A S認証制度を活用した生産を行う方もいると承知しております。

こうした多様な考え方の下、個性豊かなワインが生産されることで、持続可能かつ競争力のあ
るワイン産業の発展につながるものと考えており、道としては、引き続き、ワイナリー訪問によりまして生産者の意見を伺いながら、ワインアカデミーや「北海道ーワインプラットフォーム」の活動を通じ、技術支援や情報提供に努めてまいります。

○広田まゆみ委員 最後に、指摘ということで、ワインを含めて、地域で実践者の皆さんと丁寧な取組を進められていると理解はいたしましたけれども、やっぱり、国際基準にどう適応するかというところを道は考えていただいて、取組を進めていただくことを指摘申し上げまして、質問を終わります。

○武田浩光副委員長 広田委員の質疑は終了いたしました。

以上で委員の通告の質疑は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時1分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑の続行であります。

これより委員外議員の発言を許します。

山崎真由美君。

○山崎真由美議員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

初めに、本道観光の状況についてですが、道で9月に取りまとめた調査結果では、令和6年度の観光入り込み客数は、前年度を3.9%上回る約5000万人でありました。中でも、外国人客数は大きく伸び、過去最高であった平成30年度に次ぐ過去2番目の水準の283万人となったと承知しております。

今後も、インバウンドを中心に観光客が増加すると考えられますが、観光立国・北海道の再構築を図るため、より多くの観光客をしっかりと受け入れ、持続可能な観光地づくりを行っていくためには、宿泊業をはじめとする観光関連産業における体制整備がますます重要となってまいります。

ところが、道内の宿泊業の就業者数は、総務省の労働力調査によれば、飲食サービス業も含めた令和5年の平均は17万人となっており、前年からはやや増加しているものの、近年で最も多い令和元年の22万人に比べると5万人の減少となっています。このため、昨年度は、道においても、新たな取組として、観光人材発掘事業を実施したと承知しておりますが、その事業について、以下、順次伺ってまいります。

観光人材発掘事業については、「D o インターン」と銘打って、道内宿泊事業者と学生をつなぐインターンシップなどを行っていますが、令和6年度の事業の概要と実績について、まずお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 観光地づくり担当課長塚本昌章君。

○塚本観光地づくり担当課長 観光人材発掘事業についてでございますが、道では、深刻な人手不足に直面し、人材の確保が重要な課題である宿泊業への就業の促進を図る目的で、学生等へ、職場見学会などを通じ、国の支援も受けながら、令和6年度より事業を実施しているところでございます。

事業概要といたしましては、道内外の大学等へ観光関連産業に従事する職員などを派遣して宿泊業の魅力を伝える出前講座をはじめ、道内の各宿泊施設における道内外の大学生等を対象としたインターンシップや一日職場見学会、さらには、それらの事業に関するフォローアップなどを実施しております。

出前講座につきましては、道内で17回実施し、421名が参加され、道外では20回実施しまして275名が参加されました。インターンシップにつきましては、21校から協力の表明があり、29名が参加され、職場見学会につきましては、17回実施しまして361名が参加されました。

○山崎真由美議員 次に、ただいま示された事業実績について、道としては、どのように受け止め、課題としてはどのようなことがあったと考えるのか、また、課題解決のために今年度はどのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

○塚本観光地づくり担当課長 令和6年度に実施した事業の結果についてでございますが、インターンシップへの参加者からは、実際に体験させていただき、やはり、ホテル業界で働きたいと強く考えましたとの声や、職場見学会への参加者からは、今回の職場見学会で目標が明確になりましたとの声が聞こえており、道といたしましては、一定程度の効果があったものと受け止めているところでございます。

昨年度は、事業の初年度であったことから、参加者募集のタイミングが大学生等の参加しやすい夏休み以降となったこともあり、より多くの参加機会をつくり出せなかったことは課題として認識しております。

今年度につきましては、事業の周知や早期の事業者選定などを図りまして、事業開始のスピードアップに努めますとともに、大学等からの協力も得られましたことから、昨年度を上回るペースで大学生等の参加が増えております。

○山崎真由美議員 ただいま、インターンシップや職場見学会に参加した方のお声を伺いましたように、私もこの職場体験は大変効果的なものと思います。他の職種でもそうですが、学生から就業者となった若者は、実際に働いてみて、思っていたのと違ったということで離職をしてしまうといった課題があります。そのようなギャップを少しでも減らせるよう、より多くの方がこの事業を利用できるように、今後も取組をお願いしたいと思います。

最後に、今後の観光地づくり、中でも、観光人材の確保に対する道の考えについてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 誘客担当局長金盛修君。

○金盛誘客担当局長 道の観光人材確保の取組についてであります。観光関連産業における安定的な人材確保は、コロナ禍以前からも大きな経営課題でありましたが、宿泊事業者からは、現在も、部屋の稼働率に影響が出ているなどの声が聞かれるなど、取り巻く環境は厳しくなっているものと認識してございます。

道といたしましては、将来にわたる宿泊業への人材確保を図るためには、若年層をはじめ、幅広い層に対し、宿泊業で働く魅力を伝えることにより、宿泊業への就業促進を図ることが重要と考えておりまして、引き続き、宿泊事業者をはじめ、国や市町村、関係機関とも連携し、柔軟かつ幅広い視野で観光人材の確保につながる効果的な取組を進めてまいります。

以上です。

○山崎真由美議員 私は、先日、若手に特化した採用コンサルタントの方とお話しする機会がありました。今の若者は、収入やお休みといったものよりも、経営者の理念に感銘したり、その人の下で自分も成長したい、そして、新しいことにチャレンジをしてわくわくしたい人が多いとおっしゃってございました。

やりがいや働きがいを持ち続けるためには、雇用する側もブラッシュアップをしながら環境整備に努めていただくよう、道としても事業者への取組をお願いして、次の質問に移ります。

続いて、アドベンチャートラベルについてお伺いいたします。

道では、美しく雄大な自然とその恵みがもたらす豊かな食や文化などを強みとして、本道観光の一層の高付加価値化につなげるため、アドベンチャートラベルを観光政策の柱の一つに位置づけ、国内外からのアドベンチャートラベル旅行者の本道への呼び込みに取り組んでいると承知しています。

令和5年9月に、アジアで初めてリアル開催となったアドベンチャートラベルワールドサミット北海道・日本、いわゆるATWS 2023が本道で行われました。このとき、世界中の方から、北海道がアドベンチャートラベルの適地であることが認知されたという大きな成果があった一方で、ツアーガイドの能力向上をはじめ、受入れ体制などの面で本道が克服すべき課題も指摘されたと聞いております。

アドベンチャートラベルは、自然の中でのアクティビティーや異文化体験を構成要素とする旅行形態であり、旅行者の安全管理を含めて、世界各地から訪れる要求レベルの高い顧客の様々なニーズに対応するためには、質の高いガイドが必要とされていると考えます。

そこで、道が、国際水準の能力を有するガイドの育成確保を図るため、令和6年度から新たに開始したATガイド能力向上事業についてお伺いいたします。

初めに、アドベンチャートラベルの受入れ体制を整えるために、ATWS 2023に先立って令和5年7月から運用を開始した北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度について、その認定方法や、昨年度末までの資格保持者数はどの程度であるのかをお伺いいたします。

○塚本観光地づくり担当課長 アドベンチャートラベルガイド認定等制度についてでございますが、道では、観光の高付加価値化につながるアドベンチャートラベルの推進を本道の観光施策の柱の一つと考えているところでございます。

アドベンチャートラベルにおいては、要求レベルの高い顧客への対応が求められることから、道では、国際的に評価されるハイレベルなガイドの育成確保を図る独自の制度といたしまして、北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度の運用を令和5年7月から開始したところでございます。

この資格の認定には、要綱に基づき、山岳やカヌーなど認定対象となる分野に応じまして、北海道アウトドアガイド資格などの技能資格の保持に加えまして、救急救命技能の習得や、十分なガイド実務経験の証明を求めており、令和6年度末時点で北海道アドベンチャートラベルガイドの認定資格保持者数は61人となっております。

○山崎真由美議員 次に、ATWS 2023を通じて関係者から示された課題に対応するため、ガイドの一層の能力向上や受入れ体制整備のための地域間ネットワーク構築に向けて、令和6年度から新たにに取り組んでいるATガイド能力向上事業について、この事業はどのような内容であり、こういった実績であったのかをお伺いいたします。

○塚本観光地づくり担当課長 ATガイド能力向上事業についてでございますが、この事業は、ATWS 2023において指摘されましたガイドの資質向上や受入れ体制の強化といった課題に対応するため、令和6年度から新たに取り組み始めたものでございます。

令和6年度は、英語によるガイドングやコミュニケーションなどツアーガイドの能力向上を図るため、海外のトップガイドを講師とする研修を道内3か所で開催しましたほか、自社のガイドの海外研修を希望する5事業者への支援を行ったところでございます。

また、受入れ体制の強化に向けましては、地域間のネットワーク構築を図るためのプラットフォームづくりにつきまして、ガイド、ツアーオペレーター、DMOなど、地域の関係者を対象といたしましたセミナーとワークショップを道内6か所で開催したところでございます。

○山崎真由美議員 私も、過去にとある観光地を訪れた際に、乗ったタクシーのドライバーの方が、行く先々できちんと説明をしてくれて、ここが写真スポットですよといった形で積極的に撮影をしていただけるなど、大変感銘を受けたことを今でも覚えています。

旅行に来られた方にとっては、北海道に来て、この豊かな自然もそうですけれども、やっぱり、人との関わりというのも、旅行の中ではとても大切な要素になってくると思います。この取組は、海外のトップガイドから、直接、現場でレクチャーしていただけるということで、大変有意義なものであると思います。受入れ体制も含めて、今後もしっかりと継続をしていっていただきたいと思います。

最後に、今説明があった令和6年度の実績を踏まえまして、道は、どのような成果や課題があったと認識をして、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○金盛誘客担当局長 今後に向けた取組についてでございますが、アドベンチャートラベルは、本道観光の高付加価値化につながるとともに、成長が期待される分野の一つでありますことから、事業者の皆様や関係機関とも連携しながら、受入れ体制の整備などに向けた施策を効果的に進めることが重要であると認識してございます。

このため、道では、令和7年度の事業におきましては、令和6年度の実績も踏まえまして、道内のガイドが海外のガイドングに触れる機会のさらなる確保を図るほか、全道域のネットワーク構築に向けて取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、今後とも、関係機関との連携の下、アドベンチャートラベルの一層の普及拡大に向けまして、世界に通用するガイドの確保育成を図るとともに、引き続き、本道へアドベンチャートラベル旅行者を迎え入れるための地域の受入れ体制づくりに取り組み、本道観光の高付加価値化に努めてまいります。

○山崎真由美議員 ありがとうございます。

このATガイドが育成されたところで、実際に仕事に結びつかなければ意味がありません。私は、この夏にニセコのペンションのオーナーとお話をする機会がありました。富裕層の中には、例えば、道内に1か月ほど滞在する場合に、新千歳空港からニセコまでの行きと帰りの送迎を契約するときに、行きと帰りで、1か月あるので、その1か月分の給料を支払う方もいらっしゃる

ということで、物すごい金額です。それを聞いた私の友人は、2種免許を取得しようと言っております。また、そのオーナーは、そのペンションの清掃などでも人を探しているということでした。

こういったATガイドについても、いろんなアトラクションといいますか、いろんなものの指導もそうなのですけれども、現場で求められているのは、いろんな複合的な要素にその方が対応できるということだと感じました。このチャンスをいつきのものに終わらせず、この先もしっかりと確立できるように、いろんな各団体と連携をして取組を進めていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

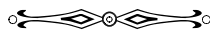
○浅野貴博委員長 山崎議員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、経済部及び労働委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩



午後1時22分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 教育委員会所管審査

○浅野貴博委員長 これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

板谷よしひさ君。

○板谷よしひさ委員 それでは、通告に従いまして、学校における暑さ対策について、スクールカウンセラーの任用について、文化施設等の指定管理について、学校における働き方改革について、順次お伺いしてまいります。

まず最初に、学校における暑さ対策についてお伺いいたします。

今年の北海道は、最高気温30度以上の真夏日が72日、25度以上の夏日が130日と、いずれも観測史上最も多く、また、35度以上の猛暑日は過去3番目に多い12日となるなど、とても暑い夏となりました。道教委では、令和5年度から、学校における暑さ対策として、夏季休業期間の延長のほか、全ての道立学校に簡易型クーラーまたはエアコンを整備するなどの取組を進めてきております。

そこで、道内の学校における簡易型クーラーやエアコンの整備状況について、以下、お伺いいたします。

学校施設の改修費用等の補助メニューである国の学校施設環境改善交付金については、今年度、多くの申請が採択されず、深刻な状況にあると聞いております。市町村立学校のエアコン等

【第2分科会 11月12日 第5号】

の整備にも影響が出ていると聞いておりますので、まず、令和6年度の市町村立学校及び道立学校のエアコンの整備状況についてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 施設課長角谷浩司君。

○角谷施設課長 令和6年度の空調設備の整備状況についてであります。市町村立学校は1520校中671校で44.1%、道立学校は、特別支援学校が66校中26校で39.4%、中等教育学校を含む高等学校が190校中2校で1.1%に空調設備を整備しております。

○板谷よしひさ委員 道教委では、令和5年度から令和6年度にかけて道立学校に簡易型空調機器の設置を行っておりますが、どのような考えで整備したのか、また、設置台数についても併せてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 健康・体育課長国安隆君。

○国安健康・体育課長 簡易型空調機器の整備についてであります。道教委では、令和5年度に、当時の記録的な夏の暑さを踏まえ、熱中症の防止など、安全、安心な教育環境の確保のため、児童生徒が一日の大半を過ごす普通教室と、児童生徒の生活の場である特別支援学校の寄宿舎舎室に簡易型空調機器を設置することとしました。

また、設置台数については、教室の広さや児童生徒数を勘案し、高等学校の普通教室には各2台、特別支援学校の普通教室と寄宿舎舎室には各1台とし、空調設備の整備に伴う特別教室等への移設分を含めると、令和6年度における総設置台数は7655台となっております。

○板谷よしひさ委員 道教委では、令和7年3月に、令和6年度道立学校における暑さ対策調査結果を取りまとめております。

今年の猛暑の中では、生徒からは、簡易型クーラーでは暑くて効かなかったとの声をお聞きします。この報告書の中で、簡易型クーラーを設置したことによる温度変化について、道立学校ではどう感じたと回答があったのか、お伺いいたします。

また、簡易型クーラーの設置に対して、教員や生徒からどのような意見があったのかについても併せてお伺いいたします。

○国安健康・体育課長 学校等の受け止めについてであります。道教委では、令和6年度に全ての道立学校を対象に暑さ対策に関する調査を実施し、このうち、簡易型空調機器の設置による温度変化の感じ方について、「非常に下がった」が全体の0.8%、「とても下がった」が5.2%、「やや下がった」が34.9%、「わずかに下がった」が45.2%、「変わらなかった」が13.9%でありました。

また、教員や生徒からは、効果を感じた、熱中症への心配が減った、以前よりも快適になったなどの意見がある一方、外気温が高いと効果が低い、人数が多いと効果を感じられないなどの意見がありました。

○板谷よしひさ委員 報告書では、簡易型クーラーの効果的な運用や実効性の高い熱中症対策などのポイントが記載されておりますが、このうち、簡易型クーラーの効果的な運用についてはどのような取組に効果があったとされているのか、また、道立学校で効果的な運用に取り組んだ学

校の割合についてお伺いするとともに、これに対し、道教委としてどう対応したのか、お伺いいたします。

○**国安健康・体育課長** 効果的な運用についてであります。報告書の中では、簡易型空調機器の効果的な運用に当たって、日射を遮蔽すること、朝の時間帯に窓を開け換気すること、サーキュレーター等を工夫して使用し室内の空気を循環することなどを挙げています。

こうした効果的な運用について、令和6年度においては、サーキュレーター等による空気循環はほぼ全ての道立学校で実施しましたが、日射遮蔽と朝の窓開け換気は全体の約7割の実施にとどまっていたことから、道教委では、今年度、教職員向けの各種研修等の場面を通じて、効果的な運用の意義や方法を繰り返し説明するなど、取組の徹底に向けた指導を行っています。

○**板谷よしひさ委員** 報告書では、ソフト面の対策として、夏季休業期間の延長について、どのような結果となっており、教員や生徒、保護者からはどのような意見があったのか、お伺いいたします。

○**浅野貴博委員長** 高校改革推進室長小倉賢治君。

○**小倉高校改革推進室長** 道立学校における夏季休業期間の延長についてであります。道教委では、学校が、所在する地域の気候の変化に応じ、夏季休業日を従来よりも長く設定するなど柔軟な学校経営を行うことができるよう、令和5年11月に道立学校管理規則を改定しており、令和6年度の夏季休業期間の平均日数は29.6日と、前年度に比べ5.1日長くなっております。

また、夏季休業期間の延長に対する主な意見として、教員や生徒、保護者からは、熱中症の心配が軽減された、夏休みが充実したなどの意見がある一方、教員からは、日程の調整が難しかった、授業日数が減り、学習面が心配などの意見がありましたが、学校行事の見直し等により対応するよう周知しているところでございます。

○**板谷よしひさ委員** 北海道ではこれまでに経験したことがない暑い日が続いていることから、道立学校の環境整備を早急に進める必要があると考えます。現在、特別支援学校でのエアコンの整備は既に26校と着実に進んでおりますが、高校ではいまだ2校にとどまっております。

今後、道教委として、簡易型クーラーの活用を含め、どのように取組を進めていくのか、教育長の見解をお伺いいたします。

○**浅野貴博委員長** 教育長中島俊明君。

○**中島教育長** 今後の取組についてであります。学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、熱中症の防止をはじめ、快適な教育環境の整備は重要であり、これまで、簡易型空調機器や空調設備の整備に加え、長期休業期間の見直しや熱中症対応マニュアルの改定など、暑さ対策を講じてきたところでございます。

道教委といたしましては、今後、簡易型空調機器を効果的に運用する道内の好事例を収集し、各学校に周知するなど、ソフト面での取組を充実いたしますほか、空調設備につきましては、特別支援学校への整備を計画的に進めるとともに、高校は、大規模改造工事等に合わせて整備しておりますが、できるだけ早期に整備できるよう、引き続き、全国都道府県教育委員会連合会等と

も連携し、国に対し、高校への補助制度の新設を要請するなど、ソフト、ハードの両面から暑さ対策の円滑な推進に取り組んでまいります。

○板谷よしひさ委員 次に、スクールカウンセラーの任用についてお伺いたします。

道教委は、スクールカウンセラーなど教員以外の多くのスタッフを会計年度任用職員として任用しておりますが、令和6年度において、一部の会計年度任用職員に関し、報酬や旅費、通勤費用相当額の支給誤りが判明したため、過去5年間における会計年度任用職員の報酬等の支給状況を調査した結果、多額の追給が生じたと聞いております。最も支給誤りの多かったスクールカウンセラーに関する状況や、支給誤りが発生した要因、再発防止の取組などについて、以下、お伺いたします。

スクールカウンセラーは、学校において、いじめをはじめ、様々な悩みを抱える児童生徒のカウンセリング、教員、保護者への助言など、重要な役割を果たしていると認識しておりますが、スクールカウンセラー活用事業について、事業の概要と令和6年度における予算・決算額、スクールカウンセラーの任用者数、配置校数及び配置率についてお伺いたします。

○浅野貴博委員長 生徒指導・学校安全課長森田靖史君。

○森田生徒指導・学校安全課長 スクールカウンセラー活用事業についてであります。本事業は、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校に配置し、児童生徒へのカウンセリングや、教員、保護者への助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図ることを目的に実施しており、令和6年度の任用者数は255人で、札幌市立を除く道内の公立学校全1443校のうち、配置を希望する1299校全てに配置しており、配置率は90.0%となっています。

また、令和6年度の予算額は約1億7200万円を計上し、決算額は約1億6800万円となっています。

○板谷よしひさ委員 令和6年度に判明したスクールカウンセラーの報酬等支給誤りの事案の件数及び追給額についてお伺いたします。

○森田生徒指導・学校安全課長 スクールカウンセラーの報酬等についてであります。令和元年度から5年度までの5年間におけるスクールカウンセラーに支給すべき報酬等について、171件の支給誤りがあり、令和6年度に約688万5000円の追給を行いました。

○板谷よしひさ委員 時間講師や学習指導員など、スクールカウンセラー以外の職種の報酬等支給誤りの事案の件数及び追給額についてお伺いたします。

○森田生徒指導・学校安全課長 スクールカウンセラー以外の報酬等についてであります。令和元年度から5年度までの5年間における時間講師や学習指導員、退職教員等外部人材講師など、スクールカウンセラーを除く会計年度任用職員に支給すべき報酬等について、37件の支給誤りがあり、令和6年度に約81万円の追給を行いました。

○板谷よしひさ委員 最も支給誤りの多かったスクールカウンセラーに関し、今回の事案が発生した主な要因についてお伺いたします。

○森田生徒指導・学校安全課長 支給誤りの要因についてではありますが、スクールカウンセラーの報酬等の支給誤りの内容として、複数校勤務のスクールカウンセラーに対して、それぞれの学校での勤務時間をカウントして報酬を支給したため、1日の合計勤務時間が複数校で合わせて7時間45分を超えた場合に支給すべき割増し分の報酬を支給していなかった、勤務する複数校間の移動に際し、旅費を支給すべきところ、通勤費用相当額を支給していたなどがあり、複数校勤務のスクールカウンセラーの任用に関し、その取扱いや実際の勤務時間等についての確認が不十分であったことなどが要因と考えています。

○板谷よしひさ委員 スクールカウンセラーをはじめとした今回の報酬等支給誤りの事案に対する再発防止に向け、道教委においてどのように取り組んだのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 生徒指導・学校安全担当局長泉野将司君。

○泉野生徒指導・学校安全担当局長 再発防止の取組についてでございますが、道教委では、スクールカウンセラーなど会計年度任用職員の報酬等の支給誤りの要因を踏まえまして、教育局や道立学校等に対しまして、兼職兼務に当たって、兼職等をしている職に係る労働条件通知書を確認するなど、適切な取扱いについて徹底するとともに、勤務計画や勤務実績等を複数人で確認するなど、内部牽制機能を強化し、報酬等の適正な支給を行っているところでございます。

特に、スクールカウンセラーにつきましては、支給誤りが判明した直後から、各教育局におきまして、複数校勤務者の各日における勤務実績の把握と確認を徹底し、適正に報酬等を支給するとともに、本年度からは、勤務計画及び勤務実績を確認するための様式を見直すなど、関係要綱を改正し、再発防止に取り組んでございます。

○板谷よしひさ委員 今回の報酬等支給誤りの事案が発生した要因には、複数職種の兼職や複数校の兼務が関係しており、とりわけ、スクールカウンセラーについては、1人のスクールカウンセラーが複数の学校を担当する配置となっていることが多いと伺っております。

今回の事案の発生を契機として、今後、スクールカウンセラーの人材確保と適切な配置に向けて、道教委としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 学校教育監川端香代子君。

○川端学校教育監 今後の取組についてではありますが、深刻化、多様化する生徒指導上の諸課題を解決するためには、心の専門家としての専門性を身につけたスクールカウンセラーと協働した校内の相談体制を一層充実させることが重要でありまして、また、各学校等においては、チーム学校による児童生徒理解の深化や、個々の児童生徒に応じた支援の充実が図られてきていることから、スクールカウンセラーの候補者をさらに拡充していくことが必要です。

このため、道教委としては、多くの方がスクールカウンセラーに応募していただけるよう、北海道臨床心理士会などの関係団体と一層緊密に連携し、周知を図りますとともに、新規候補者を積極的に任用するなどして、スクールカウンセラーの人材確保や適切な配置に取り組んでまいります。

○板谷よしひさ委員 次に、文化施設等の指定管理についてお伺いいたします。

【第2分科会 11月12日 第5号】

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法改正により創設された指定管理者制度について、道教委では、平成18年度に導入して以来、民間経営のノウハウや知見等を生かし、効果的、効率的な運営を図ってきております。

その結果、道民の皆様へのサービス向上と運営費等の適切な管理がされているものと考えますが、来年度、現行の指定管理期間の最終年度を迎えることから、以下、各施設の取組などについてお伺いいたします。

指定管理者制度が導入された施設のうち、主に博物館など文化施設とされる北方民族博物館、文学館、釧路芸術館、埋蔵文化財センターの4施設のそれぞれの令和6年度の指定管理業務に係る負担金額についてお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 文化財・博物館課長河村健一君。

○河村文化財・博物館課長 文化施設に関わる指定管理業務の負担金についてであります。令和4年度から8年度までの指定期間のうち、令和6年度の負担金は、光熱費の高騰による追加分を合わせ、北方民族博物館が1億1546万4000円、文学館が1億5485万6000円、釧路芸術館が1億3612万9000円、埋蔵文化財センターが1億3200万8000円であります。

○板谷よしひさ委員 各施設では、設置目的に沿って様々な取組を実施しているものと考えますが、令和6年度の主な取組についてお伺いいたします。

○河村文化財・博物館課長 主な取組についてであります。各施設では、それぞれの設置目的に沿うよう、広く道民に親しまれる展示や講習会の開催に加え、子どもを対象とした体験活動の提供などに取り組んでおります。

例えば、北方民族博物館では、北海道のオホーツク文化やアイヌ文化とグリーンランドから北欧までの北方民族の文化に関する展示や講座、キーホルダーなどのものづくり講習会、文学館では、北海道を舞台にした文学と北海道にゆかりのある作家たちの文学に関する展覧会や朗読会、釧路芸術館では、多彩な展覧会に加え、映画会やコンサート、子どもが自由に参加できるキッズ・アトリエ、埋蔵文化財センターでは、遺跡発掘調査成果展をはじめとしました企画展や火おこし体験講座などを実施しております。

○板谷よしひさ委員 博物館は、地域の歴史や文化を学ぶ教育施設として重要な役割を担っておりますが、学校教育と連携してどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○河村文化財・博物館課長 学校教育との連携についてであります。北方民族博物館では、学芸員が学校へ出向いて行う事前学習と、博物館でのものづくり体験学習を組み合わせたミュージアムスクールを実施していますほか、釧路芸術館では、学校とオンラインでつなぎ、児童生徒に鑑賞の手ほどきや作品に関する講義を行うオンラインアート教室の実施、文学館では、朗読講座や人形劇、埋蔵文化財センターでは、地域の遺跡や勾玉づくりといった出前講座を実施するなど、児童生徒に対しまして文化や地域の歴史を学ぶ機会の提供に努めています。

○板谷よしひさ委員 指定管理契約を締結する際には、あらかじめ指定期間を通じて達成すべき

業績指標が定められていると思いますが、各施設における令和6年度の評価についてお伺いいたします。

○河村文化財・博物館課長 管理の目標達成度評価についてであります。道教委では、指定管理者が住民に提供すべきサービスその他業務の質の向上に関する目標を定めており、毎年度、その実績値に基づき、目標達成度の評価を行っております。

令和6年度は、いずれの施設も、展覧会の開催回数と観覧者数、教育普及事業の参加者数、利用者満足度の向上など、ほぼ全ての項目で設定した指標を上回る実績値となっており、北方民族博物館、文学館、釧路芸術館は、非常に適切な管理運営である、埋蔵文化財センターは、十分に達成水準を満たしていると評価しています。

○板谷よしひさ委員 道教委では、現状や課題を把握するため、指定管理者と定期的な意見交換を実施していると聞いておりますが、どのような意見が寄せられているのか、お伺いいたします。

○河村文化財・博物館課長 指定管理者との意見交換についてであります。道教委では、指定管理業務の実施状況について現地で確認するとともに、指定管理者から出された、施設の修繕と設備の更新を計画的に行ってほしい、物価高騰などに見合った負担金額としてほしいといった道教委に対する要望や、展覧会やイベントの開催方法の工夫、学校関係者や地域との連携強化の方策についての提案などに基づきまして、定期的に意見交換や協議を行っております。

○板谷よしひさ委員 指定管理業者の努力と道教委からの派遣職員との協力により、各施設の利用者数は制度導入前より増えているとのことですが、例えば、釧路芸術館は導入前の3.4倍、北方民族博物館は1.8倍と、釧路市や網走市といった地方の施設において利用者が増えていることは、民間のノウハウを生かし、地域の実態に即して適切な管理運営をしている指定管理者制度の成果と言えます。

各施設を利用される道民の方々へのサービス向上や、各施設の役割を果たしていくために、道教委として今後どのような取組を進めていくのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 教育部長兼教育職員監猪口浩司君。

○猪口教育部長兼教育職員監 今後の取組についてであります。道立美術館や博物館は、本道の芸術文化の振興を目的に設置されており、美術作品や歴史的資料の収集、研究をはじめ、多様な展覧会やイベントなどを通じて、道民の皆様の誰もが優れた魅力ある作品や資料に触れることのできる機会を提供するとともに、学校教育を支援する取組により、子どもたちに芸術や地域の文化を学ぶ機会を提供する役割を担っております。

道教委といたしましては、利用される方々から寄せられた御意見を踏まえ、今後も、民間の柔軟な発想や効率的な運営手法を生かして、より魅力的な事業が展開できるよう、指定管理者との対話をこれまで以上に重ねながら、運営の質やサービスの充実に取り組んでまいります。

○板谷よしひさ委員 次に、学校における働き方改革についてお伺いいたします。

道教委においては、教員の長時間勤務の解消に向けて、これまで、学校における働き方改革北

【第2分科会 11月12日 第5号】

海道アクション・プランに基づき、各種施策を推進しておりますが、今年6月の給特法改正に伴う国の新たな制度枠組みの下で、一層、実効性の高い取組を進めることが急務となっております。

初めに、昨年度を取組を踏まえて、道教委が実施した令和6年度の時間外在校等時間の調査結果の概要と、その結果について認識をお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 働き方改革担当課長内山史彦君。

○内山働き方改革担当課長 令和6年度の状況についてであります。令和6年度から、ICTの活用による校務効率化の推進や、副校長、教頭の業務縮減を重点とする第3期アクション・プランに基づく取組を進め、道立学校及び市町村立学校における教育職員1人当たりの平均時間外在校等時間は、アクション・プランで目標としている月45時間以内を、全校種で、全ての月において下回っており、全体としては減少傾向にあるところです。

一方で、校種別では中学校、高校が、職種別では副校長、教頭や主幹教諭が他の職種より時間外が多い傾向にあることから、道教委としては、引き続き、時間外在校等時間の削減に向けた取組を進めていく必要があると認識しております。

○板谷よしひさ委員 道教委では、働き方改革推進事業の指定校を推進校として、学校の実情や地域の特性に応じた実践研究を進めてきております。

まず、こうした推進校の指定状況と取組の成果についてお伺いいたします。

○内山働き方改革担当課長 働き方改革推進校の取組についてであります。令和6年度は、小学校17校、中学校7校、高等学校9校、特別支援学校2校の計35校において、推進校としての取組を行ってきたところです。

推進校としての取組を行った全ての学校では、児童生徒の欠席連絡や連絡文書の送付など、保護者との連絡に係るICTの活用による校務の効率化に取り組んだほか、支援スタッフの活用等による業務分担の見直しを多くの学校で行うなど、働き方改革を進める様々な取組を行っております。

こうした取組により、全ての推進校で、管理職と一般教員が働き方改革に関する共通理解が図られたとの意見が出ており、教職員間の連携や業務改善の意識が高まるなど、一定の成果が見られます。

○板谷よしひさ委員 推進校での取組を通じて働き方改革の取組に一定の成果が見られているとありますが、道教委が公表している教員の時間外在校等時間の報告を見ると、一定程度の改善が見られる一方で、依然として長時間勤務が解消されていない教員が多数存在しております。

こうした状況を踏まえ、今後、推進校における取組の成果をどのように生かしていくのか、お伺いいたします。

○浅野貴博委員長 教職員局長山下幹雄君。

○山下教職員局長 取組の成果についてであります。働き方改革の進捗について学校ごとに差も見られることから、道教委としては、今年度から、各教育局に働き方改革支援チームを新たに

設け、これまでの推進校での効果的な取組を踏まえて、学校の実情に即した個別の支援を実施しているところでもあります。

今後は、道立学校から、順次、小中学校へと支援を拡大することが重要であり、管内ごとに開催している働き方改革推進会議やポータルサイト等を通じて効果的な取組の横展開を図り、支援の拡大に努めてまいります。

○板谷よしひさ委員 第3期アクション・プランでは、重点の一つとして、保護者・地域等との連携協働を挙げております。国が示した業務の3分類を踏まえ、保護者や地域の方々に働き方改革の趣旨を理解し協力いただけるよう取り組むことが必要と考えます。

今回の法改正でも、学校運営協議会の活用が示されておりますが、どのように連携協働を行っているのか、今後の対応を含め、お伺いいたします。

○山下教職員局長 学校運営協議会の活用についてであります。働き方改革を着実に進めていくため、教員が教員でなければできない業務に専念できるよう、国において示された、いわゆる業務の3分類を踏まえた業務分担の適正化を進めるに当たっては、学校、家庭、地域の信頼関係の構築が重要であり、各学校では、学校運営協議会などにおいて日頃から情報共有を図り、保護者や地域の方々との対話を重ねながら、適切な役割分担や教職員の働き方に対する理解の醸成に努めております。

道教委といたしましては、各学校のこうした取組への支援を一層進めるとともに、学校において、自校の働き方改革について率直な意見を交える機会をつくるなど、保護者、地域からの要望を共有しながら、働き方改革の取組が進められるよう努めてまいります。

○板谷よしひさ委員 改正給特法では、教員の時間外在校等時間を削減するために、政府が講ずる措置の一つとして、教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員することが示されております。道教委では、こうした考え方に沿って、これまでもスクール・サポート・スタッフをはじめとする支援スタッフを配置してきております。

各種支援スタッフ等の配置について、まず、スクール・サポート・スタッフについて、これまでの配置状況や活用の成果についてお伺いするとともに、今後の方向性についてお伺いいたします。

○内山働き方改革担当課長 スクール・サポート・スタッフの配置についてであります。配置がスタートした平成30年度は48人、令和元年度は68人、コロナ禍での2年度から5年度は1204人、1082人、1238人、944人と、児童生徒の健康管理など感染防止のための業務負担の軽減に大きな役割を果たし、令和6年度は、教員の日常的な業務を支援するため、407人を配置し、会計、印刷等の事務的業務への支援や学校行事の運営補助など幅広い活用が進められ、教員の業務負担の軽減に寄与しております。

道教委といたしましては、より多くの学校で配置できるよう、引き続き、財政措置等の一層の拡充について国へ要望するとともに、学校の実情に応じた効果的な活用が図られるよう、市町村教育委員会とも連携しながら取組を進めてまいります。

○板谷よしひさ委員 各種支援スタッフの配置に関してですが、副校長・教頭マネジメント支援員については、令和6年度から、他の職種に比べて勤務時間が長い教頭等の業務を支援するため配置したところですが、配置状況及びその成果と課題についてお伺いいたします。

また、教頭候補者の確保が難しいと聞いておりますが、さらなる改善が必要と考えます。今後の対応について、併せてお伺いいたします。

○山下教職員局長 副校長・教頭マネジメント支援員についてであります。令和6年度は、新任教頭が配置された学校など小学校3校、中学校2校、特別支援学校3校の計8校に配置することにより、調査業務等の事務処理の軽減や若手教員への指導時間の確保等に効果があった一方で、支援員を必要とする全ての学校への配置ができていないことや、学校運営業務に理解のある人材を安定して確保していくことが課題となっております。

学校内外の様々な活動で中心的な役割を担う副校長、教頭は、多くの学校で多忙な状況が常態化していることから、道教委としましては、より多くの学校で支援員の活用が進められるよう、財政措置の一層の拡充について国に要望するとともに、支援員の効果的な業務や役割分担の在り方の検証を行うなど、教頭等の業務負担軽減に向けた取組を進めてまいります。

○板谷よしひさ委員 部活動における教員の負担軽減の観点から、学校に部活動指導員を配置しておりますが、令和6年度の実績と今年度の配置状況についてお伺いいたします。

また、アクション・プランでは、重点として、部活動休養日等の完全実施を挙げておりますが、その状況についてもお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 部活動改革推進課長山内尚史君。

○山内部活動改革推進課長 部活動指導員の配置などについてであります。令和6年度は、道立学校で、130校に245人、中学校で、32市町村の79校に166人の部活動指導員を配置し、本年度は、道立学校で、131校に259人、中学校で、37市町村の94校に208人を配置しております。

また、部活動休養日等の実施状況につきましては、令和6年12月時点で、部活動休養日を、原則、平日1日、休日1日とし、活動時間を、原則、平日2時間程度、休日3時間程度としている学校は、中学校と特別支援学校では100%、高等学校では、214校中213校の99.5%となっております。

○板谷よしひさ委員 近年、学校では、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応のため、支援スタッフの一つとして、弁護士等の専門人材を活用できる環境整備の必要性が高まってきており、道教委においても、スクールロイヤーによる法務相談の体制を整備しております。

スクールロイヤーの配置を開始して4年が経過しましたが、この間の相談件数の推移や相談内容と併せて、学校の受け止めについてお伺いいたします。

○内山働き方改革担当課長 スクールロイヤーによる相談状況についてであります。令和3年度に導入したスクールロイヤーによる相談件数は、令和3年度10件、4年度40件、5年度65件、6年度78件と年々増加しております。

相談内容は、保護者等からの苦情に関するものが最も多く、次いで、保護者間のトラブルや、

教職員の指導に関する相談などとなっております。

スクールロイヤーを活用した学校からは、教員の業務負担の軽減や学校が抱える課題の解決、学校の問題対応能力の向上などにつながったなど、おおむね効果的であるとの意見が多いところでございます。

○板谷よしひさ委員 社会状況が複雑化、多様化する中で、学校では対応が困難な事案への対応が求められる場面は今後も増えていくと考えられ、スクールロイヤーに対するニーズも併せて高まっていくものと考えられます。

学校における相談体制の充実について、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○山下教職員局長 学校における相談体制についてであります。学校を取り巻く環境が多様化、複雑化する中で、学校だけでは解決が困難な事案が増加することが想定されることから、学校現場では、より一層、教育委員会をはじめとした関係機関が連携協働しながら、学校運営を支援する体制を充実していくことが重要です。

このため、道教委では、これまでのスクールロイヤーによる法務相談に加え、学校運営上の諸課題の解決に向けて、本庁各課が連携協力して支援策を検討する道立学校運営サポートチームによる支援など、相談体制の充実強化に努めますとともに、市町村教育委員会に対しては、学校運営を支援する体制の構築について助言してまいります。

○板谷よしひさ委員 最後に、ここまで働き方改革に関する道教委の取組についてお伺いしてまいりましたが、冒頭に述べたように、給特法等の改正をはじめ、教員の業務負担の見直しや地域や保護者との連携など、国の制度枠組みが改まる中で、北海道アクション・プランに基づく取組の検証を行った上で、内容の見直しや新たな取組の打ち出しも求められております。

こうした状況を踏まえ、道教委は、今後、実効性のある働き方改革にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○中島教育長 働き方改革の今後の取組についてであります。全ての子どもたちへのよりよい学びを実現するためには、教員が、心身ともに充実し、健康でやりがいを感じながら働き続けることのできる職場環境づくりが重要であります。

こうした中、学校における働き方改革の一層の推進に向け、今般の給特法等の改正により、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等が義務づけられたところでございます。

道教委といたしましては、現在のアクション・プランについて、取組の成果と課題の検証を行いますとともに、国の指針を踏まえながら必要な対応を検討することとしており、今後も、教職員が働きやすさと働きがいを感じられる環境づくりに全力で取り組んでまいります。

○板谷よしひさ委員 終わります。

○浅野貴博委員長 板谷委員の質疑は終了いたしました。

武田浩光君。

○武田浩光委員 それでは、順次質問してまいります。

【第2分科会 11月12日 第5号】

まず、北海道公立学校情報機器整備基金補助事業についてです。

文科省のGIGAスクール構想に基づき、各市町村において1人1台端末の整備を行ったと承知をしておりますが、それらの端末の更新期を迎えることから、道教委では、令和6年度に北海道公立学校情報機器整備基金補助事業として3億6000万円が計上をされております。

まずは、この事業の具体的な内容についてお伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 ICT教育推進課長多田博昭君。

○多田ICT教育推進課長 北海道公立学校情報機器整備基金補助事業についてであります。国においては、GIGAスクール構想の第2期を見据え、令和6年度から5年間、各都道府県に端末調達のための基金を設置し、1人1台端末を計画的に更新するための支援を行うこととしたことから、道教委では、本事業において、新たに基金を設置し、市町村立学校の義務教育段階における児童生徒の1人1台端末の更新等が確実に行われるよう、市町村に対する補助を行っているものです。

○武田浩光委員 このたびの端末更新に係る補助事業と、前回の補助事業との主な違いについてお伺いをいたします。

○多田ICT教育推進課長 端末更新に係る補助事業についてであります。令和2年度から3年度にかけての1人1台端末の導入時の補助事業との主な違いは、国から市町村へ直接補助していたものを、基金を活用し、道から市町村に交付するとされたこと、補助基準額について1台当たりの上限額が4万5000円から5万5000円に増額されたこと、児童生徒数の15%を上限に予備機の整備も補助対象に加えられたことなどが挙げられます。

また、端末の調達方法については、市町村の事務負担軽減や、スケールメリットによる端末・サービス等の調達、ランニングコストの低減などのため、原則として共同調達によることとされております。

○武田浩光委員 前回の端末整備の際は、各市町村で必要端末を調達できたため、地元の経済対策にもなったというふうにも聞いております。

道による共同調達ではなく、従来どおりの各市町村調達に戻すべきと考えますが、見解をお伺いします。

○多田ICT教育推進課長 端末の調達方法についてであります。国の補助要件である共同調達に関し、自治体からは、地元事業者が参入可能となるよう求める要望が寄せられたことから、道教委では、国の補助要件に沿った上で、可能な限り多くの事業者の受注機会が確保されるよう、事業者選定のための入札の実施に当たり、単体での参加だけではなく、各地域の小規模事業者の参加を促すため、共同企業体での参加も可能としたところです。

また、調達した端末の初期設定や設置・据付けの作業については、自治体の希望に応じ、共同調達には含めずに、地元事業者などとの契約等も可能としており、引き続き、こうした取組を継続する考えでおります。

○武田浩光委員 原則、共同調達であることは理解をいたしました。

ただ、国の共同調達に係るガイドラインでは、共同調達を行わずともよい場合、いわゆるオプトアウトについて示しておりますが、どのような場合が該当するのか、お伺いをいたします。

○多田ICT教育推進課長 共同調達を行わずともよい場合についてであります。国においては、市町村が指定都市またはこれと同等以上の人口規模を有する場合や、高度な教育を行うため、共通仕様書よりスペックの高い端末を導入する必要がある場合などにオプトアウトを選択できるとしており、具体的には、道内において、データが大きいデジタル教材等を使用するため、端末のストレージについて共通仕様書を上回るものを希望した事例や、地域の通信環境等も踏まえ、Wi-Fi環境を気にすることなく学校外でも利用できる携帯電話のネットワークに接続可能な端末を導入した事例があります。

○武田浩光委員 1人1台端末が完全普及した状況であり、こうしたICT環境整備を未来にわたって維持することが必要と考えますが、道教委はどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 ICT教育推進局長兼指導担当局長山城宏一君。

○山城ICT教育推進局長兼指導担当局長 今後の取組についてであります。全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、1人1台端末の継続的な整備が不可欠であると認識しております。

道教委といたしましては、各市町村の端末整備計画に基づき、端末の調達が着実に進むよう支援するとともに、次期更新期も見据え、1人1台端末等のデジタル学習基盤を維持していくため、国による継続的な財政措置や、国主体での安定的かつ恒久的な1人1台端末環境維持に向けた枠組みの構築について、全国都道府県教育委員会連合会とも連携し、引き続き、国へ要望してまいります。

○武田浩光委員 いずれにしても、今年度が本格的な整備というふうにも聞いておりますので、しっかりと国に要望していただきたいと思います。

次に、いじめ等対策総合推進事業についてお伺いをします。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定されて以来、道教委も様々な形でいじめ防止対策を行ってきたと承知をしておりますが、令和6年度は、いじめ等対策総合推進事業費として2億1700万円余りが予算措置をされております。

まずは、この事業の概要について伺います。

○浅野貴博委員長 生徒指導・学校安全課長森田靖史君。

○森田生徒指導・学校安全課長 事業の概要についてであります。いじめ等対策総合推進事業は、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題の早期発見や早期解決を図るための相談体制の整備などを行うものであり、主な内容は、校内の相談体制を充実させるための心理の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの派遣、学校や市町村教育委員会だけでは解決が困難ないじめ事案などについて、専門的な見地から助言を行うための学識経験者や弁護士等の派遣のほか、ネット上で行われるいじめ等のトラブルから児童生徒を守

るための専門事業者によるネットパトロールなどであります。

○武田浩光委員 この事業につきましては、令和5年度もほぼ同程度の2億1500万円が予算として計上されております。この2年間における事業成果はあったのか、具体的な数値も含め、お伺いをいたします。

○森田生徒指導・学校安全課長 事業の成果等についてであります。いじめの問題については、令和6年度の道内公立学校のいじめの認知件数は4万8817件で、4年度と比べ1万5372件、5年度と比べ743件増加しており、本事業において、法律や心理、福祉等の専門家が、学校等に対し、法に基づくいじめの定義やきめ細かな児童生徒理解などについて指導助言を行ったことにより、いじめの積極的な認知に対する理解が広がったと考えています。

また、不登校については、道内公立学校の不登校児童生徒数は高い水準で推移しているものの、令和6年度に、学校内外の機関等で専門的な相談、指導等を受けていない児童生徒の割合は29.0%で、全国より約10ポイント低くなっており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との協働により、チーム学校による児童生徒理解や個々の児童生徒に応じた支援の充実が図られていると考えています。

○武田浩光委員 いじめ等対策に継続して取り組むためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの人材の確保に難しさが伴うと考えられますが、道教委として、これらの人材確保や今後のいじめ等対策にどのように取り組むのか、見解をお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 生徒指導・学校安全担当局長泉野将司君。

○泉野生徒指導・学校安全担当局長 今後の取組についてであります。多様化、複雑化するいじめや不登校などの早期発見、早期対応に向けては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家との連携の下、組織的に対応する体制を整備することは重要です。

このため、道教委といたしましては、北海道臨床心理士会等の関係団体と一層緊密に連携をし、人材確保に取り組むとともに、各学校において、専門家の知見を生かした実効性ある対応が進められるよう、校内の継続的な相談及び指導体制等につきまして指導助言するなどして、全ての児童生徒が、安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに取り組んでまいります。

○武田浩光委員 先ほどの答弁では、いじめの認知件数が増えているのですよね。この増えているのは、積極的な認知に対する理解が広がったということでありました。

僕は、医療出身者だから、例えが医療になっちゃうのですけれども、医療界では、ヒヤリ・ハットを隠さず出すということで、重大事案にならないようにしているのですね。この認知件数というのは、まさにそれと一緒にだというふうに思っています。いち早く認知することで、重大事案に発展させないことがまずは重要だと。ただ、問題は長期にわたる不登校で、そういう形はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々が接触できないという部分だと思いますので、まさにその部分をさらに改善して取り組んでいただくことを指摘しておきたいというふうに思います。

それでは、スクール・サポート・スタッフについてお伺いをいたします。

スクール・サポート・スタッフにつきましては、平成30年度から文科省の予算事業として配置が始まったものと承知をしております。令和6年度も、スクール・サポート・スタッフ配置事業として3億2800万円が計上されておりますが、この事業の概要について伺います。

○浅野貴博委員長 働き方改革担当課長内山史彦君。

○内山働き方改革担当課長 事業の概要についてであります。スクール・サポート・スタッフは、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、小中学校及び特別支援学校に配置しております。

具体的には、教員の授業準備や、データの入力、集計、各種資料の整理、行事や式典の準備等をサポートする業務を担当しており、保護者や地域の方々、大学生などを任用しております。

○武田浩光委員 それでは、過去5年間のこの事業の実績についてお伺いをいたします。

○内山働き方改革担当課長 配置状況等についてであります。過去5年間のうち、コロナ禍での令和2年度から5年度は、1204人、1082人、1238人、944人と、児童生徒の健康管理など感染防止のための業務負担の軽減に大きな役割を果たし、令和6年度は、教員の日常的な業務を支援するため、407人を配置し、会計、印刷等の事務的業務への支援や学校行事の運営補助など幅広い活用が進められ、教員の業務負担の軽減に寄与しております。

○武田浩光委員 人材不足が叫ばれている昨今、都市部においてはまだこうした人材確保は可能であるというふうには思うものの、地域によっては人材確保が難しいところもあると思います。

スクール・サポート・スタッフの人材確保にどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○内山働き方改革担当課長 スクール・サポート・スタッフの任用についてであります。道教委では、スクール・サポート・スタッフの成り手を確保するため、ハローワークへの登録のほか、業務内容や勤務条件等を分かりやすくまとめた広報資料を作成し、道の広報誌やホームページなどで広く周知を行うとともに、市町村教育委員会や学校とも連携しながら人材確保に向けた様々な取組を進めているところでございます。

○武田浩光委員 今後の取組についてお伺いします。

教職員の長時間労働が問題となっている現状におきまして、教職員の負担軽減のためには、このスクール・サポート・スタッフの配置は重要と考えます。これまでの取組状況などを踏まえ、今後どのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 教育部長兼教育職員監猪口浩司君。

○猪口教育部長兼教育職員監 今後の取組についてでございますが、スクール・サポート・スタッフは、教材の準備や採点業務、配付文書の印刷など、学校や教員が担う業務の効率化や負担軽減を進める上で重要な役割を担っております。

道教委といたしましては、より多くの学校で配置できるよう、引き続き、財政措置等の一層の拡充について国へ要望するとともに、市町村教育委員会や関係団体と連携協力し、人材確保のための様々な取組を行いながら、着実に教職員の負担軽減につなげてまいります。

○武田浩光委員 また病院との比較で申し訳ないのですが、医療界でも、医師の負担軽減のために、看護師を含むコメディカルスタッフにタスクシェアとかタスクシフトでしのいでいる状況があるのですね。まさに、このスクール・サポート・スタッフというのは、教職員のタスクシェアでありタスクシフト、このためには欠くことのできない存在であるというふうに思っています。

先ほどの質問にもありましたけれども、まだまだ配置もされていない部分や、もっと配置をしてほしいという声もあると思います。こうした部分について、人材不足の現状ではありますが、ぜひ、これからも教職員の負担軽減のためにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

それでは、部活動の地域移行についてお伺いをいたします。

道教委では、少子化の中、将来にわたって子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けて、令和5年3月に「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を策定し、本年度までの3年間で、中学校の休日における部活動の地域移行の取組を重点的に行ってきており、道内の市町村におきましては、この計画に基づき、様々な取組が行われていると承知をしております。

令和6年度予算では、部活動の地域移行支援事業費として2億8000万円が計上されておりますが、事業の具体的な内容について伺うとともに、予算の執行状況についてもお伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 部活動改革推進課長山内尚史君。

○山内部活動改革推進課長 部活動の地域移行支援事業費についてであります。本事業は、国の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を活用し、市町村における部活動の地域移行の受皿となる運営団体の体制整備や、学校との連絡調整を担うコーディネーターの配置、地域住民を対象にした説明会などを行うものであります。

令和6年度の執行実績につきましては、事業の実施を予定していた市町村が地域の実情等により実施を見合わせたことや、事業計画の変更を行ったことなどにより、約7000万円となっております。

○武田浩光委員 令和6年度における道内市町村の国の実証事業の活用状況について、その成果と課題についてお伺いをいたします。

○山内部活動改革推進課長 国の実証事業の活用などについてであります。令和6年度、国の実証事業を活用し、地域移行に取り組んだ自治体は29市町村であり、実施市町村からは、コーディネーターを配置し、学校や競技団体と円滑に連絡調整できた、NPO法人と連携し、地域の競技団体の協力を得て休日の指導を行ったなどの意見が寄せられており、部活動の地域移行に向けた運営団体の体制整備や地域の理解が進んだことなどが成果と考えております。

一方、課題としては、指導者の確保が困難、保護者の費用負担軽減が必要、近隣市町村との連携が必要などが市町村から挙げられており、地域によって取組状況に差が生じていると考えております。

○武田浩光委員 先ほどの答弁の中で、令和6年度は約7000万円しか実施をしていないと。予算が2億8000万円ですから、全然執行しなかったと。いろいろな事情があったということですね。その課題が、様々、今の答弁で挙げられたわけですが、道教委として、そうした課題の解決に向けて具体的にはどのように取り組んできたのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○山内部活動改革推進課長 課題への対応についてであります。道教委では、指導者の確保に向けては、「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」を設置し、部活動や地域クラブ活動で指導できる人材を候補者として登録し、市町村教育委員会などに情報提供するほか、保護者の費用負担軽減に向けては、地域クラブが民間企業等から寄附などを受けられる体制の構築、近隣市町村間の連携促進に向けては、単独では地域移行が難しい市町村を対象とした広域連携に関するセミナーの開催など、各市町村の課題や実情に応じた支援を行ってきました。

○武田浩光委員 今後の取組についてですが、推進計画も本年度で最終年ということになります。これまでの取組状況などを踏まえ、今後どのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 教育長中島俊明君。

○中島教育長 今後の取組についてであります。道教委では、本年度、現行の「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」の最終年度に当たりまして、取組に遅れが見られる市町村に対し、教育局のサポートチームが実情に応じた提案や助言を行うなど、地域展開が着実に進むよう取り組んでいるところでございます。

今後は、計画の改定に向け、国の動向も注視しながら、有識者会議やパブリックコメントにより意見を聴取するなど検討を進め、本年度中に計画を改定して、市町村における地域展開が一層進むよう取り組んでまいります。

○武田浩光委員 ただいま、教育長より、市町村における地域展開が一層進むよう取り組んでまいるというふうに今後に向けての決意をいただきました。

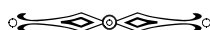
繰り返しになりますが、少子化だからこそ、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に触れる機会を確保することが重要だというふうに思います。学校だからこそ、教育というものがそうした知識だとか学問だけを教える場ではなくて、やはり、僕たちも、若い頃を今になって思い起こせば、そうしたスポーツ活動、それから文化芸術活動、こういったことで人間関係をつくったり、いろいろなことを学んできたと思います。

そうした部分で、いろいろな事情があってもまだまだ地域で遅れている部分があります。広域分散型の北海道だからこそ、地域間格差などが生じることがないように取組を進めていただくことを強くお願いして、質問を終わりたいと思います。

○浅野貴博委員長 武田委員の質疑は終了いたしました。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩



○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑の続行であります。

水間健太君。

○水間健太委員 それでは、順次質問させていただきます。

初めに、学校における医療的ケア児への支援について、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、学校の設置者は、学校に通う医療的ケアが必要な子どもが、保護者の付添いがなくても安心して必要なケアや支援を受けられるよう、看護師の配置など必要な体制を整えると規定されています。

本道においても、医療的ケア児が、安心して学び、成長できる教育環境の整備充実が求められており、これまで、我が会派では、医療的ケア児への支援の充実や保護者の負担軽減に向けた道教委の取組について、これまでも継続的に議会で取り上げてきました。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、道内の公立学校における、医療的ケアが必要な児童生徒数と配置されている看護師数の状況についてお伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 特別支援教育課長中嶋英樹君。

○中嶋特別支援教育課長 医療的ケアが必要な児童生徒数等についてであります。国の調査によると、令和6年5月1日現在、札幌市立を除く道内の公立学校では、小中学校55校に医療的ケア児64名が在籍しており、看護師は66名配置されています。

また、高等学校2校に医療的ケア児2名が在籍しており、看護師を2名、特別支援学校に通学する医療的ケア児は、27校に183名が在籍しており、看護師を76名配置しています。

○水間健太委員 医療的ケア児に対する保護者の付添い等に伴う負担軽減について、どのような状況にあるのか、お伺いをいたします。

○中嶋特別支援教育課長 保護者の負担についてであります。看護師が配置されていない場合、医療的ケアを必要とする児童生徒が学校生活を送る際に、保護者が一日中付き添い、たんの吸引やチューブからの栄養補給などの対応をしていたケースもあったことから、道教委では、平成22年度以降、医療的ケアを必要とする児童生徒が道立特別支援学校への通学を希望する場合、当該校への看護師の配置を進めてきています。

また、令和3年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行後は、小中学校や高等学校等においても、看護師が対応できないなどの理由により、保護者が付き添っているケースが一部あるものの、医療的ケア児が通学する学校への看護師の配置が進んでおり、保護者の負担軽減が図られているものと考えています。

○水間健太委員 道教委は、医療的ケア児の教育環境の充実に向けて、令和6年度に、特別支援学校における医療的ケア外部委託検証事業を実施しておりますけれども、事業の目的と具体的な内容についてお伺いをいたします。

○中嶋特別支援教育課長 検証事業についてであります。特別支援学校における医療的ケア実施のための外部委託検証事業は、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても学校生活を送ることができるよう、支援体制のさらなる充実を図ることを目的とし、具体的な内容としては、通学時や修学旅行等における夜間の支援など、医療的ケアの一部を外部に委託した場合の体制整備の在り方などを検証したものです。

○水間健太委員 この事業による取組の成果や課題についてお伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 特別支援教育担当局長新居雅人君。

○新居特別支援教育担当局長 成果等についてであります。検証事業においては、外部委託した看護師が通学時や修学旅行等における夜間の支援を行ったことにより保護者の負担が軽減されたほか、特に、修学旅行等の夜間の支援については、事前に綿密な引継ぎを行うことにより、外部委託した看護師による医療的ケアの実施が可能であることが確認されるなど、支援体制の構築に一定の見通しが得られました。

一方で、特に、通学時の支援については、毎日の対応であることに加え、勤務時間が登校時と下校時に分かれていることや、下校時間が日によって異なることにより訪問看護事業所等における看護師の調整が困難であること、また、障がいのある児童生徒が登下校の際に乗降が可能な設備を有する交通手段が十分に整っていないことなど、実施に当たっての課題が多いことが明らかになりました。

○水間健太委員 医療的ケア児の教育環境をさらに充実させ、保護者の負担軽減を図るためには、取組を着実に進めていくことが重要であると考えます。

これまでの成果や課題を踏まえて、道教委として、今後、医療的ケア児への支援にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 学校教育監川端香代子君。

○川端学校教育監 今後の取組についてであります。学校に看護師を配置し、医療的ケアを行うことは、医療的ケア児が安心、安全に教育を受ける環境を整えるとともに、保護者の負担を軽減する上でも極めて重要であります。

道教委では、道立学校への看護師の配置を引き続き進めるとともに、検証事業の結果を踏まえ、今年度から、修学旅行等において、外部委託した看護師等による夜間の医療的ケアを一部の特別支援学校で実施しております。

今後とも、学校における医療的ケア児の現状を把握しますとともに、検証事業で得られた成果や課題等について市町村教育委員会に情報提供するなど、全ての学校において、医療的ケア児とその家族が安心して学校生活を送ることができるよう、支援体制の充実に努めてまいります。

○水間健太委員 それでは、続いて、特別支援教育についてお伺いをいたします。

初めに、小中学校における特別支援教育について伺います。

平成19年の学校教育法等の改正により、それまでの特殊教育から特別支援教育へと転換され、本格的に導入されました。これにより、子どもの障がいや特性に応じたきめ細やかな教育が進め

【第2分科会 11月12日 第5号】

られてきたものと承知しております。その結果、特別支援を受ける児童数は増加傾向にありますが、これは、障がいのある子どもが増えたというよりも、発達特性への理解が進み、適切な支援につながる機会が拡大したことによるものと理解をしております。今後、子どもたちの健全な成長につながる特別支援教育の充実を願い、以下、伺ってまいります。

特別支援学級は、障がい種別ごとに学級を設置することが基本とされ、必要に応じて通級指導教室を利用するなど、子どもの特性に応じた環境整備が行われていると承知しています。一方で、専門性を有する教員の確保や、校内体制の構築が難しいなど、制度運用上の課題も聞いております。

特別支援教育に関する基本方針に照らして、本道の小中学校における特別支援教育の現状と課題についてお伺いをいたします。

○中嶋特別支援教育課長 現状と課題についてであります。小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、札幌市立を除き、令和7年5月現在、10年前の平成27年度と比べ、約2倍の1万6506人となっています。

また、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は、令和6年10月現在、10年前と比べ、約2倍の1万5122人となっており、うち、通級による指導を受けている児童生徒は、10年前と比べ、約2倍の7401人となっています。

課題としては、特別支援学級や通級による指導を担当する教員の特別支援学校教諭免許状の所有率が約50%にとどまっていること、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への切れ目ない一貫した指導や支援を行うための個別の教育支援計画の作成率が約50%にとどまっていることが挙げられます。

○水間健太委員 特別支援教育では、障がい種別に応じた教育目標や支援方法が求められ、高い専門性が不可欠でありますけれども、教員不足の中、経験の浅い教員が配置される事例も見られます。

こうした状況を踏まえて、道教委として、教員の専門性向上に向けた研修や、現場への専門的支援をどのように行っているのか、その具体的な取組についてお伺いをいたします。

○中嶋特別支援教育課長 教員の専門性の向上についてであります。道教委では、特別支援学級や通級による指導を担当する教員が、特別支援教育に関する専門的な知識、技能や実践的な指導力を身につけられるよう、大学教員による講義やオンラインによる優れた授業の参観など、理論と実践の両面から学ぶ研修を実施しているほか、道立特別支援教育センターにおいて、障がいの特性に応じた専門的な指導方法などについて、教員個々の課題やニーズを踏まえた研修を行っています。

また、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザーや、特別支援学校の教員を小中学校等に派遣し、子ども一人一人の障がいの特性に応じた指導方法等について専門的な指導や助言を行っています。

○水間健太委員 特別支援教育の目的は、子どもが自立をし、社会参加を可能にする力を育むこ

とであり、そのためには、早期に適切な指導や支援につなげることが重要であります。

一方、特別支援学級や通級指導の利用に不安を抱いたり、周囲の目を気にして必要な支援につながらないケースもあると聞いております。子どもの健全な成長のためには、適切な場で必要な支援を受けることが必要であり、そのためには、保護者や地域が特別支援教育の意義を正しく理解することが不可欠であります。

子どもを早期に支援につなげるため、保護者や地域への理解促進に向け、どのような取組を進めてきたのか、お伺いをいたします。

○新居特別支援教育担当局長 理解の促進に向けた取組についてであります。道教委では、就学を控えた子どもを持つ保護者を対象にオンライン説明会を実施し、就学先決定までの流れの流しや、各学校段階の卒業後の進路を踏まえた学びの場の選択などについて理解が図られるようにするほか、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場における支援の違いや、子どもの状況に応じた相談窓口を掲載したリーフレットを配付し、保護者が就学相談に円滑に臨むことができるよう支援しております。

また、各学校では、学校公開などの機会に特別支援学級の児童生徒が活動している様子に触れていただいたり、学校運営協議会などにおいて特別支援教育の取組について丁寧に説明したりするなどして、地域の方々の理解が進むよう努めています。

○水間健太委員 特別支援教育の実施に当たっては、制度面、現場の実践面の双方で課題が生じていると感じております。具体的には、人員、専門性の確保、校内支援体制の構築、個々のニーズに応じた教育課程の編成や学級運営の難しさ、さらには、持続性や質の確保など、限られたリソースゆえの課題も多く見られると思います。

制度の整備により、特別支援教育は拡充されてきた一方、児童数の減少による学校統合や学級再編が進む中、特別支援ニーズは増加、多様化しており、現行の体制では十分に対応し切れない場合があるのが実情ではないかと考えております。全ての児童がどの地域に住んでいても安心して教育を受けられるよう、適切な環境整備を図ることは極めて重要だと考えております。

こうした現状を踏まえて、道教委として、特別支援教育の充実に向け、今後どのように改善と取組を進めていくのか、お伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 教育長中島俊明君。

○中島教育長 今後の取組についてであります。特別な支援が必要な児童生徒一人一人が、自らの可能性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を一層充実させる必要がございます。

道教委では、これまで、特別支援教育に直接携わる教員のみならず、学校全体での支援体制の充実に向け、管理職対象の研修を行いますとともに、初任段階や中堅段階の教員を対象とした研修において特別支援教育に関する内容を位置づけ、全ての教職員の理解促進に努めておりますほか、入学から卒業後までの一貫した支援が一層進むよう、個別の教育支援計画の作成、活用に向けたリーフレットを配付するなどいたしまして、学校の取組を支援しているところでございま

す。

今後は、こうした取組を一層進めますとともに、巡回による通級指導など広域での支援体制の整備や、教育局の専門家チーム等による各学校の実情に応じたきめ細かな助言に努め、全ての地域における特別支援教育の充実に取り組んでまいります。

○水間健太委員 それでは、続いて、高校における特別支援教育について伺います。

高等学校における特別支援教育支援員配置事業によって支援員が配置されているところではありますが、令和6年度における高等学校への特別支援教育支援員の配置校数及び配置人数はどのようになっているのか、また、支援員を配置するに当たっての方針や、学校の選定基準はどのように定められているのか、お伺いをいたします。

○浅野貴博委員長 高校教育課長高田安利君。

○高田高校教育課長 支援員の配置等についてでございますが、平成25年度から実施しております「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」におきまして、令和6年度は、11校に21名の支援員を配置しております。

本事業では、入学者選抜における特別な配慮の協議の結果を踏まえ、日常的に、教育上、特別な支援を必要とする生徒が入学する学校に対して支援員を配置することとしておりますほか、毎年度実施する、教育上、特別な支援を必要とする生徒の状況及び支援の状況の把握の調査結果等から、特別な支援を必要としている生徒数や支援を必要としている生徒の状況などを総合的に判断して配置しております。

○水間健太委員 特別支援教育支援員の配置による生徒への支援や学習環境、学校全体の支援体制などの状況をどのような方法で把握しているのか、また、実際にどのような成果が見られているのか、お伺いをいたします。

○高田高校教育課長 支援員配置の成果等についてでございますが、道教委では、支援員を配置している学校に対し、教育局の指導主事等による学校訪問のほか、管理職への聞き取りなどを通じて、生徒への支援や学習環境の整備の状況等を把握しております。

配置校からは、生徒が安心して学習に取り組むことができるようになった、肢体不自由の生徒の教室移動において、より安全が確保されるようになった、支援員から専門的な助言を受け、教員が具体的な支援の方法を理解することができたなどの声が寄せられております。

○水間健太委員 特別支援教育支援員の確保について、地域によって採用が難しい状況や人材不足が指摘をされております。

道教委として、支援員の確保を図るためにどのような取組を行っているのか、現状と課題を含めてお伺いをいたします。

○高田高校教育課長 人材の確保などについてでございますが、支援員の任用に当たりましては、教員免許状や介護福祉士等の資格を有する方を基本とし、配置を希望する学校がハローワークなどを通じて募集することとしておりますが、地域に資格を有する方がいないなどの理由により、人材の確保が難しい状況も見られます。

このため、道教委といたしましては、これまで、学校と協議の上、こうした資格と同程度の知識、技術を有する方を任用するほか、配置校が所在する市町村の御協力もいただきながら、特別な支援を必要とする生徒へのきめ細かな支援に向けた人材の確保に努めております。

○水間健太委員 それでは、最後に、今後、特別支援教育支援員の専門性向上や安定的な配置にどのように取り組んでいくのか、また、高等学校における特別支援教育全体の充実に向けてどのような方向性を検討しているのか、見解をお伺いいたします。

○浅野貴博委員長 ICT教育推進局長兼指導担当局長山城宏一君。

○山城ICT教育推進局長兼指導担当局長 今後の対応についてであります。道教委といたしましては、特別な支援を必要とする生徒の学びや成長を支える取組を一層進めるため、支援員の専門性の向上に向け、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザーなどから必要な助言を得ることができるようにするほか、支援員の安定的な配置に向けては、市町村教育委員会等と連携するとともに、教育局のホームページの活用など、周知方法も工夫しながら人材の確保に努めてまいります。

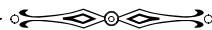
また、高等学校における特別支援教育の充実に向けては、全ての教職員が障がいのある生徒の指導や支援に関する基本的な知識や技能等を身につけることが大切であり、各教科等教育課程研究協議会や授業等研究セミナーなど、担当教諭の資質、能力の一層の向上を図る研修機会の確保に取り組んでまいります。

○水間健太委員 以上です。

○浅野貴博委員長 水間委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩



午後3時17分開議

○浅野貴博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑の続行であります。

池本柳次君。

○池本柳次委員 それでは、通告に従いまして、産業人材の育成について質問してまいります。

道教委では、文部科学省のマイスター・ハイスクール普及促進事業に採択され、昨年度から「北の専門高校ONE-TEAMプロジェクト」を実施し、専門高校と産業界などとの連携を強化するとともに、地域を担う産業人材の育成に取り組んでいると承知をしております。そこで、以下、産業人材の育成について伺ってまいります。

最初に、福祉科における取組について伺います。

高齢化のさらなる進行に伴い、本道においても介護人材の需要はますます高まっていくものと思います。そのような中、道立高校である置戸高校に、唯一、福祉科を設置しているほか、総合学科高校において福祉系列を設置するなどして学んでいると承知しております。

今後、介護人材の育成に向け、道教委と関係部局などが連携して取り組むことが重要と考えますが、これまで道教委ではどのように取り組んでこられたのかを伺います。

○浅野貴博委員長 高校教育課長高田安利君。

○高田高校教育課長 介護人材の育成についてでございますが、道教委では、福祉科を設置しております置戸高校に対し、保健福祉部と連携して、介護の普及啓発イベントにおける生徒募集のパンフレットの配付や、道のホームページにおける学校の取組紹介など、入学者の確保に向けた支援を行いますとともに、教員に介護技術等に係る講習会や研修の機会を提供するなどして、福祉科における学びの充実を図ってきたところです。

また、福祉系高校に在学する生徒に対しましては、保健福祉部が実施しております国家試験受験費用などの貸付けを行う福祉系高校修学資金貸付事業について、学校を通じて生徒に制度の活用を働きかけるなどいたしまして、地域の福祉を支える人材の確保やその育成に努めております。

○池本柳次委員 次に、工業科における取組についてでありまして、本道では、次世代半導体製造拠点の立地や再生可能エネルギー関連産業の拡大など産業構造が変化しておりますが、こうした変化に対応するために、道教委は、工業分野における人材育成について関係部局とどのように取り組んできたのかを伺います。

○高田高校教育課長 工業分野における人材育成についてでございますが、道教委では、経済部と連携した、高校生対象の半導体や洋上風力発電に関する出前授業、建設部と連携した、建設業関係者との意見交換会や、ドローン、VRなどのICT機器の体験講習を実施するなど、最先端のテクノロジーを身につける実践的、体験的な学習機会の充実に努めております。

また、教員の実践的な指導力向上のため、関係部局や企業等と連携し、洋上風力発電や建設DXに関する研修を実施いたしましたほか、今年度は新たに、北海道大学やラピダス株式会社などと連携して、先端半導体について工業科の教員向け研修を開催したところです。

○池本柳次委員 次に、農業科、水産科における取組について伺います。

本道の基幹産業であります農業や水産分野における人材育成につきまして、道教委は関係部局などとどのように取り組んできたのかを伺います。

○高田高校教育課長 農業や水産分野における人材育成についてでございますが、道教委では、農政部と連携し、農業科を設置する高校に対して、GAP認証取得を促進するとともに、道総研や農業改良普及センターと連携した農業実習における技術指導など、生徒が実践的な農業技術を学ぶ機会の確保に向けた支援を行っております。

また、水産科を設置する高校に対しましては、生徒や教員が水産技術普及指導所等の有識者との意見交換を行う機会を設けるなど、最先端の水産業に関わる知識、技術の習得に努めておりますほか、北海道豊かな海づくり大会における、生徒による稚魚の放流や缶詰の販売、課題研究の成果の発表など、水産林務部と連携して水産科の魅力を広く発信しております。

○池本柳次委員 これで最後の質問になります。

いろいろと御答弁をいただきましたが、今後の産業人材の育成について伺いたいと思います。

本道が、社会や産業構造の変化に対応いたしまして将来にわたって発展していくためには、産業人材の育成が大変重要であります。道教委は、今後の産業人材の育成にどのように取り組んでいくのかを伺います。

○浅野貴博委員長 ICT教育推進局長兼指導担当局長山城宏一君。

○山城ICT教育推進局長兼指導担当局長 今後の産業人材の育成についてであります。道教委では、グローバル化や情報化、技術の高度化などが急速に進む中、産業構造の変化に対応した人材を育成するため、これまで、各学科の特性に応じて、企業等におけるインターンシップや現場見学、企業と連携した商品の開発、販売など、産業界等と連携した実践的な職業教育の充実に努めてきたところです。

今後は、これまで以上に知事部局や産業界等と緊密に連携し、DXに関する学習や産業構造の変化に対応した教員の指導力向上を図る機会を充実させるなどして、生徒一人一人が持つ可能性や能力をさらに高めるキャリア教育を展開し、時代に即した学習環境の充実に努め、地域の持続的な成長を支える産業人材の育成に取り組んでまいります。

○池本柳次委員 質問は以上なのですが、本道における全産業にわたって、現状は人手不足というようなことが言われております。その意味で、人材確保が、今日、最重要課題となっているという認識の下で質問させていただきました。

特に、産業構造の変化に対応した人材育成のためには、何といたしましても教員の指導力向上に向けた研修というのは非常に大事になっていると思いますし、現に、答弁でも取り組んでいるというお話がございました。同時に、生徒に対しては、体験学習等に取り組んでいるとの御答弁をいただきました。

そういったことをこれからも道教委として指導されまして、今後とも、時代と産業の変化に対応して、しっかりと人材の育成に取り組んでいかれますことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○浅野貴博委員長 池本委員の質疑は終了いたしました。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員 通告に従いまして、教育庁所管事項について、以下、伺います。

初めに、道立学校の廃校舎の利活用についてであります。

近年、社会情勢や教育環境は大きく変化しつつあります。特に北海道は、日本の中でも高齢化が速く、総人口の減少、札幌市などの都市部へ人口が集中し、都市部以外の市町村では過疎化が進み、その要因もあってか、少子化が進み、昔と比べると大幅に児童生徒数が減少した地域もあると聞いております。

このような中、道教委は、第1学年1学級の高校のうち、地理的状況等により再編が困難な高校を地域連携校と位置づけ、在籍者が20人未満となった場合でも、入学者確保に向けた集中取組

【第2分科会 11月12日 第5号】

期間を設け、再編整備を留保するなど、地域の高校の存続に尽力しているものの、道立学校の統廃合などを余儀なくされていると承知しております。また一方で、廃校となった際には、北海道や市町村における利活用を検討するほか、学校法人や企業など民間事業者の方に購入希望を募っているとのことであります。そこで、廃校舎の利活用について、以下、数点伺ってまいります。

まず、令和7年3月までの過去10年間で、どこの地域で何校が廃校となったか伺うとともに、今後、地域別に何校が廃校となる計画なのか、併せて伺います。

○浅野貴博委員長 高校改革推進室長小倉賢治君。

○小倉高校改革推進室長 道立学校の廃止についてであります。令和7年3月までの10年間で21校の道立学校が再編等により廃止となっており、その内訳は、空知管内2校、後志管内2校、胆振管内1校、渡島管内4校、檜山管内1校、上川管内3校、留萌管内1校、オホーツク管内3校、十勝管内2校、釧路管内1校、根室管内1校でございます。

また、これまで決定、公表した配置計画において、再編等により廃止となる予定の道立学校は、令和12年3月までに6校あり、その内訳は、空知管内1校、胆振管内1校、渡島管内1校、上川管内1校、オホーツク管内1校、釧路管内1校となっております。

○阿知良寛美委員 10年間で21校、令和12年までに6校という廃校の予定だということでありました。

次に、廃校施設の維持管理についてであります。

廃校となった校舎は、その後、どのように管理し、維持管理費用はどの程度かかっているのか、伺います。

○浅野貴博委員長 施設課長角谷浩司君。

○角谷施設課長 廃校舎の維持管理についてであります。閉校直後の管理としては、防犯、防災のための窓塞ぎのコンパネ処理や、配管の凍結防止処理などを行っております。

また、閉校後の継続的な管理といたしましては、景観や近隣地域への環境に配慮するための草刈り、除雪、応急補修を行っておりますほか、廃校舎を管理する教育局の職員が毎月点検を実施するなど、施設の維持管理に努めております。

なお、閉校直後の経費は1校当たり約480万円、その後、毎年継続的にかかる経費は1校当たり年間約120万円を要しており、令和6年度では全道で約1100万円の管理費用を予算措置したところでございます。

○阿知良寛美委員 次に、廃校舎の利活用についてであります。

廃校になった学校は、その跡地の利活用について、地域活性化の一助となるよう、地元の意向を考慮し進めていくことが大変重要であると考えます。

直近10年間で廃校になった学校は21校と答弁がありましたが、そのうち何校が利活用され、現在、それらの校舎等はどのように活用されているのか、伺います。

○角谷施設課長 廃校舎の利活用についてであります。廃校となった21校のうち18校の校舎が利活用されており、その内訳は、校舎を特別支援学校に転用するなど道での利用が4校、中学校

や高等学校、社会福祉施設など市町村での利用が11校、学校法人や病院など民間での利用が3校となっております。

○阿知良寛美委員 21校中18校が利活用されているということで、まあまあ活用されているのだろうなというふうに思います。

次に、今後の取組についてであります。

今後ますます進行する少子化に伴い、統廃合等により廃止となる道立学校が増加することが見込まれます。道のホームページを見ますと、今年の令和7年3月末に廃校した旧北海道名寄産業高等学校名農キャンパスの利活用に向けたサウンディング型市場調査を実施しているところであり、これは、まさに一例であり、このような形で、今後、民間事業者等との対話を通じて、既存施設の地域貢献等の活用やその周辺環境にふさわしい取組などのアイデアを踏まえ、民間企業などを含めた利活用を検討していく必要があると考えます。

道教委は、今後、廃校となった校舎の利活用についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 今後の取組についてでございますが、道教委では、道立学校が廃校となった際には、道や市町村における利活用を検討し、その見込みがない場合、民間事業者による活用を検討しております。

検討に当たりましては、道教委ホームページによる民間事業者への周知のほか、文部科学省主催の廃校活用イベントへの参加に加え、校舎活用に向けた提案を募るサウンディング型市場調査を実施するなど、廃校となった校舎等の有効活用に努めておりまして、今後とも、こうした取組を積極的に行い、様々なニーズの把握に努め、廃校舎の利活用を図ってまいります。

○阿知良寛美委員 次に、地域産業を支える人材育成についてであります。

先ほども言いましたが、本道は、少子・高齢化や都市部への人口流出など、大変深刻な問題に直面しております。一方、災害対策などで対応に当たる建設業界などでの人材育成をはじめ、運輸や観光など地域産業を支える様々な分野で担い手が不足し、今後、社会の活力などが失われていくことが危惧されるところであります。

我が党は、令和3年第1回定例会で、産業教育の振興について質問をしました。この中で、教育長から、道内産業界はもとより、国の機関と包括連携協定を締結し、学びの場を学校外にも確保するなど、先端技術の知識とスキルを磨く先進的な職業教育を推進していくとのことであります。そこで、本道を支える産業教育、人材育成について、以下、伺ってまいります。

まず、連携協定についてであります。

協定は、北海道開発局と締結したと承知しておりますが、どのような連携協定内容なのか、伺います。

○浅野貴博委員長 教育政策課長出分日向子君。

○出分教育政策課長 連携協定についてでございますが、本協定は、道教委と北海道開発局が連

携することで本道の人材育成を推進することを目的としたものでございまして、加速する技術革新への対応や地域人材の育成確保といったニーズに的確に応えられるよう、先進的な産業教育のより一層の推進に向け、土木や建築技術など多くの知見を有し、研究開発にも取り組んでいる北海道開発局と協定を締結したものでございます。

また、産業教育のほかにも、災害時に自らの命を守る力を身につけるための防災教育、北海道の豊かな自然について理解を深め、環境の保全に寄与する力を身につけるための環境教育などについても連携し、より一層の推進を図ることとしております。

○阿知良寛美委員 次に、協定を踏まえた取組についてであります。

道教委と道開発局において、これまでどのような取組を実施してきたのか伺うとともに、その効果について、道教委の認識を併せて伺います。

○浅野貴博委員長 高校教育課長高田安利君。

○高田高校教育課長 協定を踏まえた取組についてでございますが、道教委では、開発局との連携の下、インターンシップや防災に関する出前授業、道路やトンネル工事の現場見学会など、最先端のインフラ整備技術を実践的に学ぶ機会を学校に提供いたしますとともに、連携協定の概要や連携した取組の好事例を掲載したキャリア便りを作成、配付するなどいたしまして、各学校に周知してまいりました。

生徒からは、建設業に興味を持てた、道路の維持や管理、港湾事業について理解が深まった、防災教育コンテンツによる災害時を想定した体験活動など貴重な経験ができたといった感想が寄せられるなど、生徒の多様なキャリア形成につながっているものと認識しております。

○阿知良寛美委員 次に、産業人材の育成についてであります。

道教委は、「北の専門高校ONE-TEAMプロジェクト」の取組を通じ、地域産業の特性やニーズに応じて、地元産業界、地域と連携し、生徒のキャリア形成や実践的な能力の育成に取り組んでいると承知しております。

これまでの主な取組の成果とその課題について伺います。

○高田高校教育課長 「北の専門高校ONE-TEAMプロジェクト」についてでございますが、道教委では、新たな産業や技術革新に対応し、専門高校の価値や魅力を発信することを目的に、昨年度から2か年の事業といたしまして本プロジェクトに取り組んでおり、経済部と連携した、半導体や洋上風力発電に関する出前授業や、建設部と連携した教員向けセミナーを実施いたしましたほか、経済団体や企業の方と高校生が産学の連携について議論する産学連携シンポジウムを開催してきたところです。

こうした取組により、産学連携が促進され、出前授業等を通じて生徒が最先端の技術に触れることで、産業への興味が高まるとともに、地元企業への理解が深まるなど、一定の成果が得られたと認識しております。

一方で、専門高校と産業界それぞれのニーズに違いがあることや、産学連携の取組を持続可能な形で継続していくことなどに課題があると考えております。

○阿知良寛美委員 次に、今後の取組についてであります。

本道においては、今年の4月にラピダスがパイロットラインの稼働を開始し、様々な半導体関連企業が立地し、各分野で人材不足が大きな課題となっております。このような中、社会経済の発展を牽引するため、地域や産業界などと連携し、実践的な知識や技術を習得できる専門高校は大変重要と考えます。

今後、本道の産業構造の変化に対応する産業人材の育成に向けて、道教委としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 教育長中島俊明君。

○中島教育長 産業人材の育成についてであります。最先端の技術や専門性の高度化に対応した人材を育成していくためには、学校と地域の皆様、産業界等が連携協働し、キャリア教育の深化を図っていくことが重要でございます。

道教委では、これまで、専門高校におけるデジタル技術に関する実践的、体験的な学習のほか、半導体や洋上風力発電に関する教員向けセミナーを実施するなど、先端技術を取り入れた職業教育や、新たな産業についての職業理解の充実を図ってまいりました。

今後は、産業界等とこれまで以上に緊密に連携し、生徒や教員が産業構造の変化に適切に対応できるよう学習や実習の環境を充実させていくとともに、教員の指導力の向上を図るなどして、生徒一人一人が持つ可能性や能力をさらに高めるキャリア教育を展開し、地域の持続的な成長を支える人材の育成に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

最先端の即戦力として送り出すのであれば、やはり、学ぶ教材というか、機械、例えば、旋盤を学ぶとき、今はもうコンピューターで切り出しをしますから、そういうことだとか、測量機械なども含めて、聞くところによると、工業高校では、まだアナログ的なものを使っていると。それでは、社会に出たときに、その操作から学ばなくちゃいけないので、なかなか即戦力とはならない。その意味では、先ほどお話がありましたように、地元企業と協力をし合いながら、例えば、そういう機械のあるところで学ぶとか、今後、そういうこともぜひ考えていただければと思います。

次に移ります。

学校における暑さ対策についてであります。

道内では、今年の夏、真夏日と夏日を記録した日数が観測史上最も多く、夏日の観測日数の最多更新は今年で4年連続となっており、猛暑により臨時休校や下校時間を繰り上げる措置を取る学校もあったと承知しております。年々、暑さが厳しくなっていく中、子どもたちの学びの環境を改善するためにも、学校における暑さ対策を、ハード、ソフトの両面から講ずる必要があると考えますが、以下、伺ってまいります。

まず、道立学校におけるエアコンの整備状況についてであります。

令和6年度までに、全道立学校に簡易型クーラーを設置したと承知しているが、今年の夏の暑

【第2分科会 11月12日 第5号】

さでは、簡易クーラーの効果は限定的であるといった声も聞かれたところでもあります。

今後の暑さ対策のためには、エアコンの設置が必須と考えますが、まず、エアコンの整備状況について伺います。

○角谷施設課長 道立学校における空調設備の整備状況についてであります。道教委では、特別支援学校への空調設備の整備を優先的に進め、高校については大規模改造工事等に合わせて整備することとしており、昨年度末までに特別支援学校66校中26校、中等教育学校を含む高等学校190校中2校に整備しております。

○阿知良寛美委員 特別支援学校を優先的に、高校については大規模改修に合わせて、今のところ2校ということですよ。

この整備をするためにはお金がかかるのですけれども、次に、費用についてお伺いします。

エアコン整備を優先的に進めている特別支援学校の令和6年度に整備した費用の総額と、1校当たりの平均額について伺います。

○角谷施設課長 空調設備の整備費用についてであります。令和6年度に特別支援学校24校の整備に要した費用は、設計費を含め、計17億4640万9877円で、1校当たりの整備費は約7300万円となっております。

○阿知良寛美委員 平均で7300万円と。これは特別支援学校ですから、多分、高校と違って面積も狭いのだと思うのですよね。高校になると、やるとすれば、もっとかかるということだというふうに思います。

次に、国の財政支援についてであります。

高校に比べ規模の小さい特別支援学校であっても、エアコンの整備には多額の予算を要しています。また、北海道は、学校数が全国に比べて多いため、財政負担も大きいのでありますが、高校への空調設備の整備に対し、国からの支援はどのようになっているか、伺います。

○角谷施設課長 国の財政支援等についてであります。国では、特別支援学校における空調設備の整備に対し、学校施設環境改善交付金により支援をしている一方、高校を対象とした国の補助制度等はないことから、道教委では、地方債を活用し、大規模改造工事等に合わせて空調設備を整備しております。

○阿知良寛美委員 地方債を活用してということですね。

次に、リースによる空調設備の整備について伺います。

高校については、国の補助制度がなく、多額の予算を要することとなれば、いかに整備費を抑えるかが重要となります。このような中、最近では、エアコンのリース方式での整備に全国的にも取り組まれていると承知しております。これらの状況について、道教委はどのように認識しているか、伺います。

○伊賀総務政策局長 リース方式による空調設備の整備についてでございますが、道内では、179市町村中、2市町において、全国では、47都道府県中、14都府県において、リースにより空調設備の整備を行っております。

リースでは、一般的に初期費用を抑えることができることや、メンテナンス費用を契約に含めることができることなどから、有効な選択肢として捉え、リースにより整備を行っている事例があると承知しており、整備手法の一つと考えてございます。

○阿知良寛美委員 次に、今後の取組についてであります。

今後、小中学校や私立高校でエアコン整備が進み、道立高校にはエアコンがないという環境になると、道立学校は選ばれなくなるものと考えられます。高校に速やかにエアコンを整備するために、リース等の検討も必要になると思いますが、道教委として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○浅野貴博委員長 教育部長兼教育職員監猪口浩司君。

○猪口教育部長兼教育職員監 今後の取組についてであります。学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、熱中症の防止をはじめ、快適な教育環境の整備は大変重要であり、これまで、簡易型空調機器や空調設備の整備に加え、長期休業期間の見直し等の暑さ対策を講じてきたところでございます。

道教委といたしましては、簡易型空調機器の効果的な運用などソフト面での取組を充実するほか、できるだけ早期に空調設備が整備できるよう、国に対し、補助制度の新設を要請するとともに、様々な整備手法について研究してまいります。

○阿知良寛美委員 今、教育の無償化が進んで、北海道は、今まで私立高校よりも公立高校のほうが多かったのですけれども、これからはそうはいかないのだろうと思うのですよね。特色を持っている、そういった私立のところを希望する方も多い。お金がかからないのであればですよ。大阪府は、まさにそういう状況になってございます。そういう中で、冬は寒く、夏は暑い、こういう状況では、これは、子どもたちにとってはなかなか選択肢としてなり得ないのじゃないかと。その意味では、これから統廃合が進んで、地域の人材を育てていこうと、先ほど意気込みのお話がありましたけれども、まずはそういった環境を変えていくということも非常に大事だろうと思いますし、そういった人材を育てる観点からも必要なことだろうと思います。

様々な手法はあるというふうに思います。我々も、その辺はしっかり応援をしていきたいと思いますが、研究をしていただいて、2校なんて言わずに、これからはさらに多く取り付けていただけるよう努力していただくことを指摘して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○浅野貴博委員長 阿知良委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、教育委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

【第2分科会 11月12日 第5号】

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野貴博委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○浅野貴博委員長 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は、去る9月24日に設置されて以来、各位の御精励によりまして、本日、本分科会における質疑を終了することができました。

この間、武田副委員長をはじめ、委員各位には、分科会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げる次第であります。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後3時53分閉会